

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（1）各章のまとめ

本調査全体の総括を行う前に、「2. 調査結果」における各質問項目の結果と考察の概要を以下にまとめておく。

結果については、「2. 調査結果」に記載の通り、「集計結果」と「クロス集計結果」を中心に概要をまとめた。

考察については、「2. 調査結果」に記載の内容を「回答結果に対する評価」と「回答結果から看取・解釈できること」に分けて概要をまとめた。また質問によっては、回答結果から派生した論題がみられることがあり、これを「回答から示唆される論点の摘示」として概要をまとめた。

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（1）法人概要

Q	結果	考察
1-1：税法による法人区分		
	<p>■ 集計結果</p> <p>「非営利性徹底型法人」と「普通法人」がそれぞれ約40%を占め、「共益的活動目的法人」は19%となった。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>一般財団法人は一般社団法人に比べて「非営利性徹底型法人」の割合が多くなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>「普通法人」が全体の4割を占めたことは、大きな特徴と言える。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>一般法人の設立者は、法人税法上の取扱いに関して知識不足や関心が薄いことが推察される。</p> <p>一般財団法人の設立者は、税法区分に関する認識が高いことが推察される。</p>
1-2：法人区分の理由		
	<p>■ 集計結果</p> <p>法人区分選択の理由は「自団体の活動にふさわしいから」が、全体の65%でみられ最多となった。「法人税法上のメリット」は14%にとどまった。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>「法人税法上のメリット」「公益法人化」「自団体の活動にふさわしい」の選択肢において「非営利性徹底型法人」が最多となった。「相談者からのアドバイス」の選択肢において「普通法人」が最多となった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>「自団体の活動にふさわしいから」が最多となったのは、妥当な結果と言える。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>「自団体の活動にふさわしい」と回答した事情は不明である。</p> <p>一般法人の設立者は、活動目的のための事業活動を重視して、法人税法上の優遇措置は重視していないことが推察される。</p> <p>「非営利性徹底型法人」は「共益的活動目的法人」や「普通法人」に比べて、明確な意識をもって法人税法上の区分を選択していることが推察される。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（1）法人概要

Q	結果	考察
Q2：一般法人設立前の事業の実施		
	<p>■ 集計結果</p> <p>一般法人設立前の「事業は未実施・新設」の割合が40%を占め、最多となった。</p> <p>一般法人設立前から「事業を行っていた」法人の割合は計55%となった。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>設立が一般法人法施行前の法人では、「民法上の法人として事業実施」の割合が68%で最多となった。</p> <p>設立が一般法人法施行後の法人では、「事業は未実施・新設」の割合が44%で最多となった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>一般法人法施行後の設立法人が9割であり、「事業は未実施・新設」が最多となったことは妥当な結果と言える。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>法人格の有無や種類を問わず、「事業を行っていた」法人は過半数を超え、法人の事業形態や組織運営の変化に応じて法人格を変更または取得する際、選択肢の一つとして一般法人が選択されていると考えられる。</p> <p>公益法人制度改革によって、一般法人は、民法上の社団法人・財団法人や中間法人など既存法人の受け皿団体として機能していることや、任意団体の法人格取得の際の選択肢として活用されていることがうかがえる。</p>
Q3：設立時社員・設立者		
	<p>■ 集計結果</p> <p>「個人」設立の割合が66%で最多となった。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、「法人」設立は他の設立形態に比べて、「共益的活動目的法人」の割合が多くなった。</p> <p>利益区分別では、「個人および法人」設立は他の設立形態に比べて、「公益型」の割合が多くなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>設立形態は「個人」「法人」「個人及び法人」すべてのパターンにおいて確認できた。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>「法人」が一般法人の設立に関与するパターンは4割弱に上る。同業団体や職能団体等が含まれていることが要因と考えられる。</p> <p>「法人」が設立に関与する法人は、税法区分をよく認識した上で一般法人を設立している、または「公益型」や「共益型」を志向する傾向が高いとの推察が可能である。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（1）法人概要

Q	結果	考察
Q4：公益法人化の意向		
	<p>■ 集計結果</p> <p>公益法人化の意向は「いいえ」の割合が83%を占め、「はい」「迷っている」はそれぞれ10%未満となった。</p> <p>「迷っている」具体的な理由として、「現状の態勢が不十分」「負担懸念増加」「メリットが見出せない」「デメリットが多い」などがみられた。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>公益法人化への「意向はない」法人が8割と多数を占め、想定を上回る結果となった。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>公益法人化への「意向はない」が多数を占めた理由については、現状で満足しているなど様々な理由が考えられるが、本調査の結果だけでは、事情は不明である。</p> <p>「迷っている」具体的な理由をみると、条件が整えば公益法人化を目指す意向があると思われる回答や、将来的には検討しうるとの回答もみられ、適切なアドバイスの実施によって公益法人化への意向が増える可能性がある。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（1）法人概要

Q	結果	考察
Q5：代表者のプロフィール		
	<p>■ 集計結果</p> <p>「民間企業の役職員経験者」が全体の45%でみられ、最多となった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>「民間企業」や「団体」の「役職員経験者」が多くみられたことは、想定通りの結果となった。</p> <p>Q6「監事のプロフィール」と比べて学識経験者の割合が多い点は、代表者のプロフィールの特徴と思われる。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>「民間企業」や「団体」の「役職員経験者」の回答が多くみられたのは、組織運営に関する経験値が買われての就任と考えられる。「その他」回答をみると、法人の活動分野や事業に関する専門的な知見を有していることが重視されていることがうかがえる。</p>
Q6：監事のプロフィール		
	<p>■ 集計結果</p> <p>「民間企業の役職員経験者」が全体の40%でみられ、最多となった。</p> <p>「法律専門職」は5%、「税務会計専門職」は17%にとどまった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>代表者のプロフィールと似た傾向がみられた。想定よりも「法律専門職」や「税務会計専門職」の登用は少なかった。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>代表者のプロフィールと同様、組織運営に関する経験値が買われての就任や、法人の活動分野や事業に関する専門的な知見を有していることが重視されていると思われる。</p> <p>専門職の登用の低さの理由は、都市部の法人ではない場合、法律や税務会計の専門職が身近にいない可能性もあると思われる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（2）人的資源

Q	結果	考察
Q7-1：社員の人数・評議員の人数		
社員の総数	<p>■ 集計結果</p> <p>社員総数の平均値は「609人」、中央値は「8人」である。最小値は「1人」、最大値は「242,863人」である。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>社員数の違いによる税法区分別・利益区分別では、「社員11人以上」は「社員10人以下」に比べて、「共益的活動目的法人」の割合が多くなった。また、「公益型」「共益型」の割合が多くなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>社員数の中央値は想定内の人数であったが、平均値は600人を超える多数となった。社員「1000人」以上の回答が15件あり、平均値を押し上げる要因となっている。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>社員数が増えると、「共益的活動目的法人」の割合が増えること、また「公益型」や「共益型」の割合が増えることがわかった。「共益的活動目的法人」などは、法人設立時に、既に一定人数の会員などを有しており、それが社員数の増加につながっているのではないかとの推測が可能と考えられる。</p> <p>■ 回答から示唆される論点の摘示</p> <p>社員数「1000人」を超える15法人のうち6法人において、代議員制を採用していることが確認できた。</p> <p>代議員制を採用するかどうかは、あくまでも当該法人の意思決定によるべきと考えるが、社員数が数千・数万人規模に達する場合には、費用対効果の視点から、代議員制の採用について検討することが望まれる。</p> <p>社員数が膨大な法人を見ると、その成り立ちにおいて、同一職種団体などのように、多数の構成員の存在が参集して法人化したタイプ（既存活動法人型）が多くみられ、創始者の考える理念・目的に賛同して法人化したタイプ（理念賛同型）とは異なる。一般法人は、成り立ちの面から大きく2つのタイプに分けることが可能と考えられる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（2）人的資源

Q	結果	考察
理事兼務社員の人数	<p>■ 集計結果</p> <p>理事兼務社員の人数の平均値は「6人」、中央値は「3人」である。最小値は「0人」、最大値は「86人」である。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>理事兼務社員がいる一般社団法人の割合は、有効回答数の9割に達し、多数の法人で理事兼務の社員の存在が確認された。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>一般社団法人は、一般財団法人と異なり、社員と理事を兼任することは可能である。ただし、社員は意思決定機関である社員総会の構成員であるのに対し、理事は法人の運営に責任を持ち、重要事項を決定する役割を持ち、その役割は異なる。</p>
評議員の総数	<p>■ 集計結果</p> <p>評議員数の平均値は「8人」、中央値は「6人」である。最小値は「3人」、最大値は「39人」である。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>評議員数の違いによる税法区分別・利益区分別では、「評議員数7人以上」は「評議員数6人以下」に比べて、「非営利性徹底型法人」の割合が少なくなった。また「共益型」の割合が多くなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>評議員数は社員数に比べて、中央値では大きな差異はみられないが、最大値は極端に異なり、標準偏差も著しく小さくなった。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>評議員数が増えると、「非営利性徹底型法人」の割合が減って「普通法人」や「共益的活動目的法人」の割合が増えること、また「共益型」の割合が増えることがわかった。</p> <p>一般社団法人の場合と同様、「共益的活動目的法人」などは、法人設立時に、既に一定人数の会員などを有しており、それが評議員数の増加につながっているのではないかとの推測が可能と考えられる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（2）人的資源

Q	結果	考察
Q7-2：理事の人数		
理事の人数	<p>■ 集計結果</p> <p>理事の人数の平均値は「8人」、中央値は「5人」である。最小値は「1人」、最大値は「86人」である。最頻値は「3人」である。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>理事の人数の違いによる税法区分別・利益区分別では、「理事11人以上」は「理事10人以下」に比べて、「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」の割合が多くなった。また、「公益型」や「共益型」が多くなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>理事の人数の平均値および中央値は、想定内の人数であった。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>理事会設置型法人は理事の人数は「3人」以上必要であるが、理事会非設置型法人（63件、約9%）であっても、理事が「3人」以上の回答が見られた。なお理事会設置型法人であっても、理事が「1人」または「2人」の回答も60件（約9%）確認された。設立後に理事が欠けた事例であると考えられる。</p> <p>理事の人数が増えると、「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」の割合が増えること、「公益型」や「共益型」の法人の割合が増えることがわかった。</p> <p>これらの種類の法人は、「普通法人」や「私益型」に比べて、関与する役員を増やすことで、ガバナンス強化の意向があるとみてもよいのではないかと思われる。</p>
常勤理事の人数	<p>■ 集計結果</p> <p>平均値は「1人」、中央値は「1人」である。「最小値」は「0人」、「最大値」は「30人」である。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>常勤理事「0人」すなわち常勤理事を置いていない法人の割合は4割弱となった。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>常勤理事の設置は必須ではないが、法人の経営方針の徹底と活動現場との乖離を少なくするためには、常勤理事を置くことに一定の意味があると思われる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（2）人的資源

Q	結果	考察
Q7-3：監事の人数		
	<p>■ 集計結果</p> <p>監事の人数の平均値は「1人」、中央値も「1人」である。最小値は「0人」、最大値は「7人」である。最頻値は「2人」である。監事「0人」の法人は17%である。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>監事の人数の違いによる税法区分別・利益区分別では、「監事2人以上」は「監事1人以下」に比べて、「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」の割合が多くなった。また、「公益型」や「共益型」の割合が多くなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>監事の人数の平均値および中央値は、想定内の人数であった。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>理事会非設置型法人の場合、監事の設置は任意であるが、理事会非設置型法人（63件）のうち、監事設置法人が13件確認された。理事会非設置型であっても、ガバナンス強化の観点からは、監事の設置は有効と考えられる。</p> <p>監事が2人以上になると、「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」の割合が増えること、「公益型」や「共益型」の割合が増えることがわかった。この点、理事の人数の増加とほぼ同様の傾向が確認できた。</p> <p>これらの種類の法人は、「普通法人」や「私益型」に比べて、関与する役員を増やすことで、ガバナンス強化の意向があるとみてもよいのではないかと思われる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（2）人的資源

Q	結果	考察
Q8：雇用者の人数		
雇用者の人数	<p>■ 集計結果 雇用者数の平均値は「8人」、中央値は「2人」である。最小値は「0人」、最大値は「852人」である。</p> <p>■ クロス集計結果 雇用者数の違いによる税法区分別・利益区分別では、「雇用者11人以上」は「雇用者10人以下」に比べて、「普通法人」の割合が多くなった。また「公益型」の割合が多くなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価 雇用者数「0人（雇用者はいない）」の法人は4割弱みられた。雇用者「100人」以下の中小規模法人が全体の99%を占める。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること 雇用者数が増えると、「普通法人」や「公益型」の割合が増えることが確認できた。 一方、雇用者数が増えると、「共益的活動目的法人」や「共益型」の割合が減少している。財政における調査結果と併せて考えると、これらの法人は他の類型に比べて、貰った収入に対する財源依存が大きく、職員数を増やして事業活動を行う必然性に乏しい法人が多いという推察が可能と考えられる。</p>
常勤職員の数	<p>■ 集計結果 常勤職員数の平均値は「6人」、中央値は「1人」である。最小値は「0人」、最大値は「325人」である。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価 常勤職員数「0人（常勤職員はいない）」の法人は4割弱みられた。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること 事業の運営や継続性に大きなリスクを抱える法人は、常勤職員を置くなどの方法によって、事務局機能の確保・充実を図ることが望まれる。 一方、雇用契約を締結する常勤職員を置くことは、固定費の発生につながるため、事業収益の見通しや財源確保を行った上で意思決定を行うことが望まれる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（2）人的資源

Q	結果	考察
Q9-1：代表者の募集方法		
	<p>■ 集計結果</p> <p>代表者の募集方法として「役職員の中から登用」が、全体の64%でみられ、最多となった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>「役職員からの登用」が最多となり、想定通りの結果となった。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>「事業活動を通じた募集・勧誘」が、他の募集に関する選択肢よりも上回った。経営者にふさわしい人材であれば、外部からの人材登用も受け入れる好事例と考えられる。公募という先進的な事例は1件のみ確認された。</p> <p>「特に何もしていない」が2割弱みられたが、次の代表者が予定・想定されている場合や、法人設立後間もない段階にあって代表者の交代を検討するに至っていない可能性が考えられる。</p> <p>「その他」の回答からは、総会で選出、出資者・社員・会員の選挙などの回答がみられたが、主に理事会非設置型の法人などの事例が想定される。</p>
Q9-2：代表者の決定方法		
	<p>■ 集計結果</p> <p>代表者の決定方法として「理事の間の合議」の割合が、87%で最多となった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>理事の互選によるケースがほとんどであると思われたが、役員選考会等の推薦や関係団体等からの推薦などの取組みもみられた。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>役員選考会等の推薦などは、高いガバナンス意識をもって代表者を選任していることがうかがわれる先進的な事例であると言えよう。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（3）財政

Q	結果	考察
Q10-1：年間の経常支出額		
	<p>■ 集計結果</p> <p>経常支出額「5百万円未満」の回答が41%と最多である。「1千万円未満」は計53%と過半数を超える。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、特段の差異はみられなかった。</p> <p>利益区分別では、「私益型」は「公益型」や「共益型」に比べて、支出額「1千万円未満」の割合が77%で最も多くなった。</p> <p>経過年数区分別では、「経過年数10年以内（Newタイプ）」は「経過年数10年超（Oldタイプ）」に比べて、支出額「1千万円未満」の割合が多くなった。「Newタイプ」の「1千万円未満」の法人の割合は、59%と過半数を超えた。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>経常支出額「1千万円未満」が過半数を超え、財政面で小規模な法人が多いことが確認できた。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>全体的にはまだまだ小規模な法人が多いと言える。</p> <p>年間の経常支出額について、直近の特定非営利活動法人の調査と比較検討してみると、調査対象法人は、全体的に認証法人より支出規模が大きく、認定・特例認定法人よりは支出規模が小さいと言える。</p> <p>「私益型」と「Newタイプ」が、経常支出額「1千万円未満」の割合が高いことが特徴として指摘できる。「私益型」は、活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれていることや、「Newタイプ」は、業歴が浅いことなどが要因と考えられる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（3）財政

Q	結果	考察
Q10-2：人件費の割合		
	<p>■ 集計結果</p> <p>人件費「0%（5%未満を含む）」の割合が、30%で最多となった。「平均値」は27%、「中央値」は20%である。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、特段の差異はみられなかった。</p> <p>利益区分別では、「私益型」は「公益型」や「共益型」に比べて、人件費「0%」の割合が最も多くなった。</p> <p>経過年数区分別では、「経過年数10年以内（Newタイプ）」は「経過年数10年超（Oldタイプ）」に比べて、人件費「0%」の割合が多くなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>人件費「0%（5%未満含む）」の割合が30%となった。Q8では雇用者数「0人（雇用者はいない）」の回答が36%だったこともあり、想定内の結果となった。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>本調査の「平均値」は27%である。民間企業と比較して人件費率が高いかどうかは規模や業種によっても異なるため、一概には言えないが、適切かつ持続可能な組織運営のためにも、職員には適切な賃金を支払い、人件費の管理を行っていくことが望まれる。</p> <p>本調査結果では、サービス業が84.5%を占める。民間企業におけるサービス業の売上高人件費率は、対人サービスが重要な価値となることから、他の業種（建設業、製造業、卸小売業など）に比べて高くなる傾向にある。</p> <p>「私益型」は、「公益型」や「共益型」に比べて人件費割合「0%」の割合が大きく出ており、活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていると考えられる。</p> <p>また「Newタイプ」は、導入期から成長期にあたる法人が多いと考えられることから、まだ事業規模が小さく、人件費割合「0%」の結果につながっていると思われる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（3）財政

Q	結果	考察
Q11-1：年間の経常収入額		
	<p>■ 集計結果</p> <p>経常収入額「5百万円未満」の回答が41%と最多である。「1千万円未満」は計54%と過半数を超える。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、特段の差異はみられなかった。</p> <p>利益区分別では、「私益型」は「公益型」や「共益型」に比べて、収入額「1千万円未満」の割合が77%で最も多くなった。</p> <p>経過年数区分別では、「経過年数10年以内（Newタイプ）」は「経過年数10年超（Oldタイプ）」に比べて、収入額「1千万円未満」の割合が多くなった。「Newタイプ」の「1千万円未満」の法人の割合は、57%と過半数を超えた。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>経常収入額「1千万円未満」が過半数を超え、財政面で小規模な法人が多いことが確認できた。経常支出額と概ね同様の結果となった（Q10-1参照）。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>全体的にはまだまだ小規模な法人が多いと言える。</p> <p>年間の経常収入額について、直近の特定非営利活動法人の調査と比較検討してみると、調査対象法人は、全体的に認証法人より収入規模が大きく、認定・特例認定法人よりは収入規模が小さいと言える。</p> <p>「私益型」と「Newタイプ」が、経常収入額「1千万円未満」の割合が高いことが特徴として指摘できる。「私益型」は、活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていることや、「Newタイプ」は、業歴が浅いことなどが要因と考えられる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（3）財政

Q	結果	考察
Q11-2：貰った収入の割合		
	<p>■ 集計結果</p> <p>貰った収入「0%（5%未満含む）」の割合が、36%で最多となった。貰った収入「100%（95%以上含む）」の割合も、20%みられた。平均値は「41%」、中央値は「20%」である。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、「普通法人」は「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」に比べて、貰った収入「0%」の割合が最も多くなった。</p> <p>利益区分別では、「私益型」は「公益型」や「私益型」に比べて、貰った収入「0%」の割合が最も多くなった。</p> <p>経過年数区分別では、「経過年数10年以内（Newタイプ）」は「経過年数10年超（Oldタイプ）」に比べてもらった収入「0%」の割合が多くなった。ただし、貰った収入「50%」以下の割合は、ほぼ同等であった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>貰った収入「0%」の割合がで最頻値となり、「50%」以下（すなわち稼いだ収入「50%」以上）の割合が過半数を超えた。一般法人は、稼いだ収入が財源として重要な役割を占めていると言える。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>貰った収入の割合について、直近の特定非営利活動法人の調査と比較検討してみると、調査対象法人は、認証法人より大きく、認定・特例認定法人より小さいと言える。</p> <p>次に、直近の公益法人の調査と比較検討してみると、数値による単純比較は困難だったものの、一般法人は、公益法人に比べて貰った収入の割合が少ないように思われる。一般法人は、公益法人よりも稼いだ収入に依存していると考えられる。</p> <p>「普通法人」や「私益型」は、他の類型に比べて貰った収入「0%」の割合が多くなっており、活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていると考えられる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（3）財政

Q	結果	考察
Q11-3：寄附金の割合		
	<p>■ 集計結果</p> <p>寄附金収入「0%（5%未満含む）」の割合が、87%で最多となった。寄附金収入「100%（95%以上含む）」の回答も、3%みられた。平均値は「5%」、中央値は「0%」である。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、「普通法人」は「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」に比べて、寄附金「0%」の割合が最も多くなった。</p> <p>利益区分別では、「私益型」は「公益型」及び「私益型」に比べて、寄附金「0%」の割合が最も多くなった。</p> <p>経過年数区分別では、「経過年数10年超（Oldタイプ）」と「経過年数10年以内（Newタイプ）」を比較したが、ほぼ同等の構成割合となり、顕著な差異はみられなかった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>寄附金収入が（ほぼ）ないという法人が9割近くに達したことは想定を上回る結果であった。貰った収入と寄附金の関係を見ると、一般法人では、寄附金以外の助成金・補助金・会費などが収入源の中で大きな役割を占めていると言える。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>寄附金収入の割合について、直近の特定非営利活動法人の調査と比較検討してみると、調査対象法人は、認証法人に比べると、若干割合が多い程度でさほど変わりはないが、認定・特例認定法人に比べると、小さいと言える。一般法人も、認証法人同様、寄附金収入の向上に向けた取組みが大きな課題であると言える。</p> <p>次に、直近の公益法人の調査と比較検討してみると、一般法人は公益法人に比べて、寄附金収入の割合は、若干少なめである。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（4）事業

Q	結果	考察
Q12-1：定款の目的		
	<p>■ 集計結果</p> <p>法人が志向する利益に基づく分類の構成割合は、「公益型」が84%、「共益型」が10%、「私益型」が6%となった。</p> <p>利益区分の類型を細分化した活動タイプ別においては、「公益型b：行政補完以外タイプ」が74%で最多となった。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、「非営利性徹底型法人」は他の2類型に比べて、「公益型」の割合が計86%と最も多くなった。「共益的活動目的法人」は他の2類型に比べて、「共益型」の割合が計19%と最も多くなった。「普通法人」は他の2類型に比べて、「私益型」の割合が計11%と最も多くなった。</p> <p>全体の4割弱において、会員組織が存在することが確認された。会員組織がある法人は、「公益型」「共益型」「私益型」のいずれの類型においても確認された。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>利益区分別では「公益型」「共益型」「私益型」の割合は、おおむね8：1：1となった。想定以上に「公益型」の法人の割合が多い結果となった。</p> <p>利益区分3類型をそれぞれab2つのタイプに細分化した結果、計6タイプほぼすべてにおいて調査対象法人の存在が確認された。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>税法区分3類型別でみると、利益区分別・活動タイプ別の構成割合に顕著な差異が生じたわけではなかったが、「非営利性徹底型法人」は「公益型」の割合が多く、「共益的活動目的法人」は「共益型」の割合が多く、「普通法人」は「私益型」の割合が多いという傾向が見られた。それぞれの関係に相関関係があることが推察できる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（4）事業

Q	結果	考察
Q12-2：目的達成のための最重要事業		
	<p>■ 集計結果</p> <p>広義のサービス業は605件（有効回答数の84.5%）となり、製造業・建設業・卸小売業などの大括りの業種分類では最多となった。</p> <p>大分類レベルでは「R サービス業（他に分類されないもの）」が、317件と最多となった。他に「P 医療・福祉」「O 教育・学習支援業」「L 学術研究・専門技術サービス業」が目立つ。</p> <p>「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「93：政治・経済・文化団体」が、290件で最多となった（有効回答数の40.5%、「R サービス業」の91.5%にあたる）。</p>	<p>■ 結果に対する評価</p> <p>一般法人の活動分野は、業種別に見ると、ほぼすべての業種にわたっていることが確認された。大分類で確認できなかった業種は「C 鉱業,採石業,砂利採取業」のみであり、すべての一般法人を調査すれば、大分類レベルでは、すべての業種において一般法人の存在が確認できると思われる。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>調査対象法人の業種が、サービス業、さらに特定の業種（「93：政治・経済・文化団体」）に集中がみられたのは、一般法人がサービス業に属する法人が多いという性質の他、業界団体や士業等の職能団体が多く存在するという一般法人に特有の事情があるものと考えられる。</p> <p>■ 回答から示唆される論点の摘示</p> <p>一般法人がこのような特定業種への集中がみられたという結果は、非営利法人の業種がそのような業種に多く偏っているという影響はあるとしても、現行の日本標準産業分類では、非営利法人の業種による分析の切り口として活用することは難しいことを示すものである。</p> <p>また、例えば、防犯や環境保護など、本来国や自治体の役割と考えられる民間の活動をどのような業種として分類すべきかといった点も検討課題となりうる。非営利法人の業種分類の活用のしやすさを図るためにも、本報告書において、重要な論点として指摘しておきたい。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（4）事業

Q	結果	考察
Q13：他者との連携・協働		
	<p>■ 集計結果</p> <p>連携・協働の強化を希望する先は「行政機関」が全体の71%でみられ、最多となった。以下、「民間企業」「地域の諸団体」「民間非営利組織」の順となった。「他者と連携・協働する意向はない」も16%みられた。</p> <p>連携・協働の強化の希望先の数では、「1先」が215件（約30%）と最多である。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>経過年数区分別では、顕著な差異は見られなかったが、「経過年数10年以内（Newタイプ）」は「経過年数10年超（Oldタイプ）」に比べて、「民間企業」との連携・協働の強化を希望する割合が多くなった。</p> <p>活動タイプ別では、「公益型」と「私益型」において、活動タイプによる違いが見られた。特に「私益型」では、「導管団体タイプに」顕著な差異が確認できた。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>「行政機関」との連携・協働の強化を希望するとの回答が、他の機関の約2倍の割合で最多となったことは、大きな発見であった。一般法人にとって、行政機関は重要な役割を果たす存在であることがうかがえる。</p> <p>「地域の諸団体」の回答が、「民間非営利組織」よりもわずかながら上回った。一般法人は、地域社会とのかかわりを持ちたがっていることがうかがえる。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>「他者と連携・協働する意向はない」との回答も2割弱みられたが、「共益型」や「私益型」の法人の割合が多く含まれており、現状の活動のもとでは、他者との連携・協働をあまり重要視しない法人もいると考えられる。</p> <p>「公益型」「共益型」「私益型」のいずれにおいても、活動タイプの違いによって、希望する連携・協働先の差異が生じることが確認できた。法人の志向する利益だけでなく、活動タイプのような切り口を活用する意義があることが確認できた。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（4）事業

Q	結果	考察
Q14：困りごと		
困りごとの状況	<p>■ 集計結果</p> <p>法人の困りごとは「事業を行うための資金が十分ではない」が、全体の43%で最多となった。「事業を行うための人が足りない」が、31%と続く。一方「特段、困っていること、心配はない」も、23%みられ、3番目に多くなった。</p> <p>法人が抱える困りごとの数は「1個」の回答が最多となった。「1個」～「3個」が全体の63%を占めた。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>困りごとの選択肢ごとにを行った分析において、税法区分別・利益区分別では、顕著な差異はみられなかったが、いくつかの特徴がみられた。</p> <p>設立経過年数別では、顕著な差異はみられなかったが、「経過年数10年以内（Newタイプ）」は「経過年数10年超（Oldタイプ）」に比べて困りごとの割合が上回った。</p> <p>活動タイプ別では、「公益型」と「私益型」において、活動タイプによる違いが見られた。特に「私益型」では、「導管団体タイプに」顕著な差異が確認できた。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>非営利組織の困りごととしてよく挙げられる「資金調達」と「人材不足」を挙げる回答が多かったことは、想定通りの結果だった。「事業の伸び悩み」が目立った一方で、「特段、困っていること、心配なことはない」が、3番目に多かったことは注目したい。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>困りごとの内容によって、回答法人の特徴が現れるのではないかとの仮説を持っていたが、大きな示唆を得られるような顕著な差異は見られなかった。</p> <p>「特段、困っていること、心配なことはない」の割合が目立ったのは、「公益型」や「私益型」の回答による影響である。</p> <p>Q13.他者との連携・協働と同様、「公益型」「共益型」「私益型」のいずれにおいても、活動タイプの違いによって、希望する連携・協働先の差異が生じることが確認できた。法人の志向する利益だけでなく、活動タイプのような切り口を活用する意義があることが確認できた。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（4）事業

Q	結果	考察
連携・協働先と困りごととの関係	<p>■ 連携・協働先と困りごと</p> <p>「困りごとが違うことによって連携・協働先に差異が生じるか」については、顕著な差異は見られなかった。</p> <p>「希望する連携・協働先が違うことによって、困りごとに差異が生じるか」については、顕著な差異はみられなかった。ただし、「行政機関」や「民間企業」との連携・協働の強化を希望する法人は、「民間非営利団体」や「地域の諸団体」との連携・協働の強化を希望する法人に比べて、「事業規模が伸び悩んでいる」「外部からの支援を十分に得られていない」割合が多くなった。</p>	<p>Q13.他者との連携・協働とQ14.困りごととの関係からは、顕著な差異は見られなかったもの、「行政機関」や「民間企業」との連携・協働の強化を希望する法人は、連携・協働によって、事業規模の伸び悩みと外部からの支援の問題を解決したいと考えていると思われる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（5）組織運営

Q	結果	考察
Q15：社員総会・評議員会の開催		
社員総会・評議員会の開催回数	<p>■ 集計結果</p> <p>社員総会の開催回数「1回」の割合が、61%で最多となった。開催回数「0回（まったく開催していない）」も、9%みられた。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、「普通法人」は「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」に比べて、「0回」の割合が最も多くなった。</p> <p>利益区分別では、「私益型」は「公益型」及び「共益型」に比べて、「0回」の割合が最も多くなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>社員総会の開催回数は「1回」が最多となり、想定通りの結果となった。一般法人法では、定時社員総会は年に一度の開催が求められているが、「0回」が1割程度みられたのは、やや残念な結果であった。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>社員総会は、一般法人に必置の機関であり、定款の変更や、役員を選任・解任など一般法人の重要事項等を決定する「意思決定機関」である。その趣旨を踏まえた社員総会・評議員会の開催が望まれる。</p>
書面決議の回数	<p>■ 集計結果</p> <p>社員総会・評議員会の書面決議の回数「0回」と「1回」の回答が、それぞれ44%で最多となった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>書面決議の回数「0回」と「1回」で計9割弱となり、想定内の結果となった。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>社員総会・評議員会の書面開催は「決議の省略」として法律上認容されている。</p> <p>実質的な議論がなされているかどうかを要点であり、開催の回数・方法を問わず、審議の実質化が満たされるよう運営することが望まれる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（5）組織運営

Q	結果	考察
Q16：理事会（役員会）の開催		
理事会の開催回数	<p>■ 集計結果</p> <p>理事会の開催回数「2回～3回」の割合が、31%で最多となった。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、「普通法人」は「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」に比べて、「理事会非設置」の割合が多くなった。開催回数「1回」以下の割合も計42%と最も少なくなった。</p> <p>利益区分別では、「私益型」は「公益型」や「共益型」に比べて、「理事会非設置」の割合が多くなった。開催回数「1回」以下の割合も計58%と最も少なくなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>理事会の開催回数は「2回～3回」が最多となり、想定通りの結果となった。開催回数「2回」以上の割合は計70%に達し、調査結果でも、理事会は、社員総会・評議員会に比べて頻回に開催されていることが確認された。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>定款に別段の定めがない場合、一般法人法上、代表理事及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならず、事業計画・予算の策定、事業報告・決算などに関する審議の場の確保も必要となる。それらを踏まえた開催回数が望まれる。</p> <p>「普通法人」や「私益型」の法人は、「理事会非設置」の割合が多く、開催回数「1回」以下の割合も多かった。活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていると考えられる。</p>
書面決議の回数	<p>■ 集計結果</p> <p>理事会の開催回数「0回（書面開催なし）」が、4割強で最多となった。</p> <p>社員総会・評議員会と比べると「1回」の割合が少なく、「2回」以上の開催割合は理事会の方が多くなっている。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>書面決議の回数「0回」と「1回」で計72%となり、想定内の結果となった。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>社員総会・評議員会と同様、理事会の書面開催は「決議の省略」として法律上認容されている。</p> <p>実質的な議論がなされているかどうかは要点であり、開催の回数・方法を問わず、審議の実質化が満たされるよう運営することが望まれる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（5）組織運営

Q	結果	考察
Q17：事業計画・予算の策定		
	<p>■ 集計結果</p> <p>「事業計画および予算のいずれも策定している」割合が、74%で最多となった。「事業計画」の策定割合は、計84%であり、「予算」の策定割合は、計76%となった。「事業計画も予算も策定していない」割合は、14%となった。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、「普通法人」は「非営利性徹底型法人」や「共益的活動目的法人」に比べて、「事業計画および予算のいずれも策定している」割合が少なかった。</p> <p>利益区分別では、「私益型」は「公益型」や「共益型」に比べて、「事業計画および予算のいずれも策定している」割合が少なかった。また「事業計画も予算も策定していない」の割合は顕著に多くなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>「事業計画」または「予算」の策定割合が計86%に達したことは、大きく評価される。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>「事業計画」も「予算」の策定も行っていない割合が14%みられたが、法人の性格や活動の性質上、事業計画や予算の立案が特段重要視されない法人もあると思われる。</p> <p>ただし、寄附金や助成金など支援性資金を収入の重要な財源と位置付けている法人は、法人の成長発展とともに、支援者に対する説明責任を果たすためにも、きちんと計画を立てて運営を行っていく必要がある。</p> <p>「普通法人」や「私益型」の法人は、「事業計画や予算を策定していない」割合が多かった。特に「私益型」の法人は、「事業計画も予算も策定していない」の割合が5割弱となった。事業計画や予算策定が必要とはされない、活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていると考えられる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（6）情報公開・情報発信

Q	結果	考察
Q18：ホームページ・SNSの活用		
	<p>■ 集計結果</p> <p>「ホームページを作成しているが、SNSは作成していない」の割合が、38%で最多となった。「ホームページ」の作成割合は、計71%、「SNS」の作成割合は、計37%となった。「ホームページ・SNSいずれも作成していない」割合は、25%となった。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、特段の差異はみられなかった。</p> <p>利益区分別では「公益型」は「共益型」や「私益型」に比べて、「ホームページ・SNS」の活用割合が多くなった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>「ホームページ」または「SNS」のいずれかの作成割合は計8割弱に達しており、インターネットメディアは、法人のプロフィール紹介、ステークホルダーへの情報公開、活動紹介のツールとして浸透していることがわかる。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>「ホームページ・SNS」の活用状況について、利益区分3類型に顕著な差異がみられた。法人の活動を広く周知する必要性の有無が要因と推測されることから、妥当な結果と考えられる。</p> <p>■ 回答から示唆される論点の摘示</p> <p>法人属性や計算書類に関する情報をインターネット上で公開する場合、「ホームページ」と「SNS」のいずれがよいかは、検討の余地がある。</p> <p>「ホームページ」「SNS」ともに情報公開機能を有しているが、「ホームページ」はサイトの位置が通常固定化しているのに対し、「SNS」の場合は必ずしもそうではない。</p> <p>法人の財務内容や業務内容等の情報開示（ディスクロージャー）については、外部関係者が、いつでも容易に必要な情報を探索できるという観点からすれば、サイトの位置をできる限り固定しておくことが望まれる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（6）情報公開・情報発信

Q	結果	考察
Q19 : ディスクロージャー		
	<p>■ 集計結果</p> <p>公開情報では「役員名簿」が全体の38%で最多となり、「定款」が続く。計算書類（「事業計画書」「事業報告書」「貸借対照表」「予算計画書」「損益計算書」「財務諸表の注記」）は、いずれも25%未満となった。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、「共益的活動目的法人」は、多くの項目について公開の割合が高くなった。「普通法人」は多くの項目において公開の割合が最も低くなった。</p> <p>利益区分別では、「公益型」と「共益型」は概ね同じ割合となった。「私益型」は「公益型」や「共益型」に比べて、情報公開の割合が少なく、特に計算書類については、ほとんど情報公開が見られなかった。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>回答割合が50%を超えた項目が一つもみられなかったことは残念である。非営利法人の一類型である一般法人にとって、「定款」や「役員名簿」の公開などは必須であろう。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>Q13において、7割を超える法人が行政機関と連携・協働を希望していることに鑑みると、一般法人は外部のステークホルダーから見られている意識をもって、積極的に情報を公開していくことが望まれよう。特に、寄附金や助成金など支援性資金を収入の重要な財源と位置付けている法人は、計算書類の情報開示は必須と考えるべきではないだろうか。</p> <p>「共益的活動目的法人」の情報公開の積極性が目立った。ただし、回答割合が5割を超えたのは「役員名簿」のみであり、計算書類も「事業報告書」「事業計画書」「貸借対照表」については3割を超えているが、「予算計画書」「損益計算書」などは少なくなっている。</p> <p>「普通法人」や「私益型」は、事業計画や予算策定が必要とはされない、活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていると考えられる。</p>

3. 調査のまとめ（1）各章のまとめ

（6）情報公開・情報発信

Q	結果	考察
Q20：意見・主張の発信の取組み		
	<p>■ 集計結果</p> <p>「ホームページやSNSなどで、社会問題の提起や自団体の意見・主張を発信している」が、全体の45%で最多となった。「行政機関に要望や主張を伝えている」が、42%と続く。</p> <p>■ クロス集計結果</p> <p>税法区分別では、特段の差異はみられなかった。</p> <p>利益区分別では、「私益型」は「その他」項目を除き、すべての項目で、「公益型」や「共益型」よりも回答割合が少なくなった。特に「行政機関」については、かなり下回った。</p>	<p>■ 回答結果に対する評価</p> <p>「ホームページやSNS」の活用が、「マスメディア」の活用を大きく上回った。不特定多数に対する意見・主張の発信の容易さという点において、「ホームページやSNS」の活用が今後もますます重要になると考えられる。</p> <p>Q13の回答結果と併せて考えると、「行政機関に要望や主張を伝えている」の回答割合が多くみられたことも、首肯しうる結果である。</p> <p>■ 回答結果から看取・解釈できること</p> <p>「ホームページやSNS」の活用の重要性に鑑みると、「ホームページ・SNSのいずれも未作成」先の法人（Q18参照）は、今後ホームページ・SNSの積極的な活用が望まれる。</p> <p>「行政機関」への要望・主張の回答数は、「地方議員や国会議員」よりも大きく上回っており、一般法人にとって、行政機関は身近な相談相手であると言えよう。</p> <p>「私益型」は、全般的に「公益型」や「共益型」の回答割合を下回った。活動タイプ「導管団体タイプ」が含まれている影響が出ていることや、活動目的や業務内容から、行政機関との関係が強くないことが要因と思われる。</p>

3. 調査のまとめ（2）総括

（2）総括

□ 調査結果から見えること

（a）一般法人制度の普及と存在意義

公益法人改革によって発足した一般法人制度は、2022年12月で14年を経過し、2023年には満15年を迎える。本調査においては、9割の法人が制度発足後の新設によるものであったが、設立前の事業の実施状況を見れば、既存法人民法上の社団法人・財団法人・中間法人・特定非営利活動法人）からの移行の他、任意団体や個人事業主からの法人成りなど、一般法人の成り立ち・沿革は、様々な様相を呈している。

法人税法区分による分類結果においては、社団法人・財団法人ともに普通法人が4割を占める結果となった。税法区分を選択した理由を見ても、税法上の優遇措置を求める法人が多数を占めているわけではなく、自団体の活動にふさわしいからとの回答が多く見られた。公益法人化の意向を示す法人が1割にとどまり、8割の法人は、公益法人化の意向はないという結果と併せて考えると、多くの一般法人が、設立の容易さのみならず、公益・共益・私益など様々な目的に沿った活動根拠を確保できるという一般法人制度の持つ特徴が、多くの非営利活動を行う者のニーズを満たしているとみることができる。

また、法人の利益区分による分類結果においては、主として公益を志向する法人が8割を占める結果となった。上記の公益法人化の意向と照らし合わせて考えると、公益法人化は望まないが、主として公益を志向する法人が多数を占めることが明らかになった。これは、一般法人制度が、監督など行政の関与を受けない民間の自発的な公益活動の器を提供する機能を果たしていることを示すものと言え、そこに魅力を感じた者による設立が多数見られた結果、特定非営利活動法人を凌駕する件数の増加、成長につながっていると考えられる。

このように、調査結果からは、現在の一般法人制度は、剰余金又は残余財産の分配は禁止されるという非営利組織の前提はあるものの、公益・共益・私益など様々な目的のために活動することが可能であり、行政の関与を受けない自由闊達な事業活動を望む者のニーズを満たし、事業活動の受け皿を提供する制度として大きな役割を果たしていると評価することができよう。

3. 調査のまとめ（2）総括

また、公益を志向する法人が多数を占めたという調査結果は、一般法人が、特定非営利活動法人など他の非営利法人と同様、様々な社会問題の解決主体として、役割発揮と社会貢献が期待される存在となってきたという事実の一端を示すものである。今後も、一般法人の活動実態、組織の運営状況を定期的に観測し、その実像が明らかにされることは、活動主体である一般法人だけでなく、広く社会全体にとって大きな意義を有するものと言える。

（b）一般法人の利益志向性と活動分野の関係、組織運営上の課題

前述の一般法人制度に対する評価を踏まえ、調査結果から明らかになったことをもう少し述べておきたい。

本調査の目的は、以下の2点に重点をおいて分析を行うことであり、端的に言えば、①利益志向性と理念目的・活動分野の関係、②組織運営上の課題を明らかにすることを主眼とした。

- ① 一般法人の事業運営における理念目的と活動分野を明らかにすること。
- ② 一般法人の組織運営における悩み・困りごとを明らかにすること。

上記の目的達成のため、法人は誰の利益を目的に活動を行っているのか（税法区分・利益区分）、活動分野の業種は何か（業種区分）を主な切り口とし、法人の設立経過年数（経過年数区分）を補完的に活用し、分析を行った。

上記①の「一般法人の利益志向性と活動分野の関係」については、調査対象法人において、税法区分3種類の分布状況を確認し、利益区分3種類と活動タイプ6タイプの分布状況を確認することができた。特に、8割の法人が公益型に分類されたことから、一般法人は公益活動の担い手として重要な存在になっていると結論付けることができよう。

公益法人審査における「公益認定基準」の「公益」とは、社会全般や不特定多数のものの利益を目的とする活動を指すものとされているが、具体的な判断基準は必ずしも明確ではない。

そもそも、一般法人の活動の対象となる利益、特に「公益」とは、時代とともに移り変わる社会的な背景や、社会問題の質・量によっても異なりうる。また、一般法人の事業活動や費用収益の構造によっても異なるのであって、法人が志向する利益は言わばグラデーションの状態にあるとみることができ、明確に3つの類型に分けられるものではないと考える。

志向する利益の区分を絶対視するのではなく、むしろ相対視して、重複する状態にある法人の公益性をどのように評価していくかについて建設的な議論がなされることが期待される。特に、非営利組織が社会問題解決の主体として大きく期待される現代社会においては、公益志向性を広く認めていくことが、社会問題の解決主体の拡充という視点から有益であると結論付けている。

3. 調査のまとめ（2）総括

上記②の「一般法人の組織・運営上の課題」については、特定非営利活動法人など他の非営利組織と同様、財源確保と人材確保の悩みを挙げる法人が多かったことが確認できたが、同時に行政機関との連携・協働を強化したいとの声が多かったことも確認された。

一般法人の側に、行政との連携・協働に向けた意欲や要望が強く見て取れるが、その内容を見ると、必ずしも資金助成に対する要望が最多であったわけではなく、事業活動の推進のために、他のプレイヤーとの調整機能を求めることが多かった点も重要である。

一方、組織運営においては総会・理事会の開催状況などで法律の遵守を欠く状況が見られたことや、情報公開に対する消極性が強くうかがわれる結果となったことは残念である。特に、寄附金や助成金などの支援性資金を主たる財源として活動する一般法人は、ステークホルダーから常に「見られる」ことを意識した運営を進めていくことが、法人側の大きな課題と言えよう。この点、社会から広く支援を求める必要がある法人は、法人内部のガバナンス状況をステークホルダーに示すためにも、主体的な情報公開はもとより、積極的に外部の第三者からの中立的な評価を受けることが望まれる。一方、行政機関、特に基礎自治体である市町村は、特定非営利活動法人ばかりでなく、一般法人についても、対等な立場で積極的に連携を図ることが、行政目的の達成に向けた課題として認識される。

本調査では、一般法人の高い公益志向性が確認され、民間による公益活動推進の重要性が改めて浮き彫りになった。公益性を志向する一般法人はもちろんのこと、共益・私益を志向する一般法人も、行政機関を始めとするステークホルダーからの負託に応えることによって、一般法人全体のいっそうの発展成長に貢献することを期待したい。

3. 調査のまとめ（2）総括

□ 積み残した課題

前述の通り、調査結果から明らかになったこともあるが、以下のような点については、十分に明らかにできたわけではなく、今後の検討課題としたい。

本調査においては、税法区分や利益区分、設立後の経過年数など法人の属性によって、人的資源・財政・組織運営上の調査項目の状況について差異が生じることが確認できた。ただし、差異が生じる要因等まで明らかにできたわけではなく、より深度のある考察を加える必要がある。

利益区分については、公益性の判定を精緻化する必要があるが、本文で示した通り、法人が志向する利益はグラデーションの状態にあると考えられる。公益性を広く認めることが、社会問題の解決に有益なのかどうかといった視点から議論を深める必要があるものと考えられる。

利益区分の作業においては、活動タイプによる分類を行い、より細分化を試みたものの、サンプル件数が少ないこともあり、分析軸としては十分に活用できなかった。活動タイプの意義の精緻化や、調査対象件数の増加によって、深度のある分析も可能になると考えられる。

また、業種区分についても、日本標準産業分類によって分類を行ったことで、全産業視点での分布状況と業種の偏りは確認できたが、税法区分や利益区分のような分析軸として活用するまでには至っていない。この点、日本標準産業分類の次回改定時には、非営利組織の活動実態も視野に入れた業種コードの見直し・改善が行われることを望みたい。

一般法人の実体解明の視点からは、単なる業種・業界による分類だけでなく、業種・業界を踏まえた、収益源の構造（寄附金・助成金など貰った収入や事業による稼いだ収入による違いなど）や、ビジネスモデルの構造（BtoBやBtoCによる違いなど）を軸とすれば、上記の活動タイプの分類と相まって、より深度のある分析が可能になると考えられる。

4. 「その他」等記述回答

4. 「その他」等記述回答

JCNE2022のアンケート調査票の構成は、アンケート本文28問（選択回答17問、記入回答10問、複合回答1問）である。選択回答質問のうち、「その他」選択肢を設けた9問（Q1-2、Q2、Q5、Q6、Q9-1、Q9-2、Q14、Q19、Q20）と選択肢に「具体的な理由」の記述を求めた1問（Q4）の計10問の記述回答、及び選択回答と記述回答の複合質問1問（Q13）の記述回答について、4. 「その他」等記述回答に掲載する。

4. 「その他」等記述回答では、報告書本文との連携を図るため、調査結果の各質問において「その他回答結果」の各図表に示す通り、回答内容に共通・類似する内容に分類し、小見出しをつけて整理した。具体的には、選択回答質問のうち、「その他」の選択肢を設けた上記9問については、質問において提示した「選択肢に含まれる」と推測される回答と「選択肢に含まれない」と推測される回答に分けたうえで、「選択肢に含まれない」と推測される回答について、回答内容に共通・類似する内容ごとに分類し、小見出しをつけて列挙することとした。小見出しに分類した場合に内容が重複する場合には、文章の末尾に重複先の番号を付した。

JCNE2022では、「回答法人の名称が特定されるような形では集計しない」ことを調査方針としていることから、記述回答の掲載にあたっては、地名や個別名詞などを表記することによって、回答法人の名称が事実上特定されたり、容易に推測されることがないように、以下のような方法によりできる限り匿名化を行った。

①中央官庁名

・具体的な中央官庁名は、そのまま記載した。

②都道府県名

・具体的な都道府県名は、アルファベット（A・Bなど）で匿名化した。

③市町村名

・具体的な区市町村名は、アルファベット（A・Bなど）で匿名化した。

④会社名

・固有名詞部分は記号（□・○など）で匿名化した。

⑤その他団体名・人名

・固有名詞部分や地名・人名などは記号（□・○・△など）やアルファベット（A・Bなど）で匿名化した。

■ **選択肢に含まれない回答**

① 目的が非営利事業だから

- 非営利に該当するか税務署に確認したが、非営利ではないとの回答。
- すでに別のNPO法人を運営していたため、できるだけ負担が少なく非営利であることが分かる形態を選択したかったため。…②
- 非営利型だと思っていたら、要件があることを設立後に知った。
- (公正)中立の立場による認定事業を行うため。
- 団体が持つ不動産管理。
- 企業支援セミナーが主目的のため。
- 元々、非営利事業を目的としていたため。
- 研究が主目的。
- ボランティア活動をしたいから。
- 町内会から法人化。
- 福祉の分野の事業な為。
- S市と協働し、マンション居住者、管理組合役員の方の相談、助言をさせていただき、マンション管理の適切な運営を支援する非営利の団体。
- 民間企業が実施している事業との競合を避けて観光振興、物産振興を行い、収益を上げているため。…⑤
- 各公益団体からの登記手続からの受注を受け、難解な相続等事件を100%解決する目的である。…③
- 営利目的ではない為。
- 公家並びに武家子孫の集り法人なので。
- 受ける方の利便性を考えれば利益をもとめない！！
- 主たる収入が会費であり、収益事業を行わない為。
- 非営利性を訴求でき、かつ機動的に設立運営できるため。…②
- 公益社団法人□□□□□□の賛助会員として、空手道の発展に寄与することを目的としているため。…③
- 都道府県青少年教育施設の指定管理者に指定されており、そこでの収入が公益として認められなかった為、公益を目指していたが、一般を選択せざるをえなかった。…③

4. 「その他」等記述回答 Q1-2 法人区分の選択理由

② 設立の容易さ・低コスト・負担軽減

- すでに別のNPO法人を運営していたため、できるだけ負担が少なく非営利であることが分かる形態を選択したかったため。…①
- 任意団体より社会的信用がある。設立が簡単である。…④
- 公益法人から一般へと変更しました。公益の提出物等、会の規模に合わせて負担となることが多くなってきました。
- 設立にかかる時間等コストが低いから。
- 公益法人化は特段の優位性はなく、また税法上の不利益も被っていないため、公益財団法人格の取得は目指していない。
- 活動しやすくなるため。
- 設立時の資本金等の簡易から。
- 設立しやすかった。
- 法人設立を急いでいたため。事務量を減らしたいため。
- 非営利性を訴求でき、かつ機動的に設立運営できるため。…①
- 比較的設立が容易な為。

③ 公益法人要件未達のため

- 公益法人からの移行の際に収益事業もあるため選択した。…⑤
- 各公益団体からの登記手続からの受注を受け、難解な相続等事件を100%解決する目的である。…①
- 高齢者の財産管理、生活支援を法人として活動するため。
- 公益法人を目指したいと思った為。障がい者就労支援サービスの継続A型を開設するため。
- 営利を目的としていないので。
- “自分で必要なものを作る（主に生活に必要なモノ）”概念を普及したい為。
- 将来的に公益社団法人に変更する可能性があるため。
- 公益社団法人□□□□□□の賛助会員として、空手道の発展に寄与することを目的としているため。…①
- 公益目的事業比率の基準（50%以下）に適合しないことから、一般社団法人を選択した。
- 都道府県青少年教育施設の指定管理者に指定されており、そこでの収入が公益として認められなかった為、公益を目指していたが、一般を選択せざるをえなかった。…①

4. 「その他」等記述回答 Q1-2 法人区分の選択理由

④ 信用補完・財源確保のため

- 信用。
- 任意団体より社会的信用がある。設立が簡単である。…②
- 法人化することにより、行政からの安定した補助金が見込まれるため。
- 任意団体よりも社会的信用あるため。
- もともと任意団体であったが、法人化により社会的信用を得るため。
- 官公庁との信頼関係を深める為。
- 財源の確保について、法定の福祉サービス報酬のみに頼らない、自立した運営を目指しているため。
- 活動の充実と自主・自立を目的に活動領域の拡大と財源の確保。
- 国との意見交換（毎年）で任意団体だと、アプローチが弱い為。
- 面打師認定制度、対外的に信用を付けるため。

⑤ 収益事業確保のため

- 公益法人からの移行の際に収益事業もあるため選択した。…③
- 資格認定事業をやっているので、収益事業にあたる為。
- 民間企業が実施している事業との競合を避けて観光振興、物産振興を行い、収益を上げているため。…①
- 社会活動を広める上で収益を得る必要があった。
- 東北復興支援の為、物販を行う必要が出て来た為。

⑥ 倒産隔離のため

- 倒産隔離。
- 家族信託の受託者として。
- 倒産隔離。

⑦ 行政との連携確保のため

- 行政との連携を取るため。
- 補助金申請団体になれるし、財産を取得可能。

4. 「その他」等記述回答 Q1-2 法人区分の選択理由

⑧ その他（法人化の必要性など）

- これしか選択肢がなかった。
- まだ定めてない。
- 相続税対策。
- 実態として収益事業があるため、今後は共益型、非営利型の運営変更も検討していく。
- 剰余金を使用するため。
- この法人を譲渡してもらったため。
- 昭和23年設立時点で先々代が（財）を設立したのでわからない。
- 同族経営を避けるため。
- 社名（〇〇〇〇〇）がすでに株式会社であったため。
- コロナによる計画がくずれ解散を検討中です。
- 個人で売上が1000万をこえたため。
- 個人所有の墓地の維持管理が困難になったため、所有者から墓地使用権所有者に墓地を無償で譲るので維持管理して欲しいとの申し出があり、個人で墓地を所有できない事から一般社団法人□□□□□□□□□を設立し墓地の譲渡を受け維持管理に努めることにした。
- 事業をするために必要だったため。

Q2 一般法人設立前の事業の実施：「6.その他」の記述内容

■ 選択肢に含まれる回答

- 税理士法人で営業している分野を特化して法人成りした。
- 以前は特例社団法人であった。
- 保育園開業の為。
- 非営利で活動していた。
- 行政主導のイベント運営に携わった者の内、同じ方向性を持った者が設立した。
- 任意団体として活動していました。
- 昭和2年に「販売、生産調整等による業界の自主協調と発展」を目的として〇〇〇〇〇業者32社によって設立。昭和62年4月に公布された「重要産業統制法」により工業組合法が制定されたため、同法による統制活動（自主カルテル）を行うための準備母体として「□□□〇〇〇〇〇〇協会」を設立以降、その時々法のに基づき変遷してきて現在に至る。
- 税法上、収益が以前は少なかったためメリットなかった。
- 社会福祉法人で現在の事業を運営。
- 設立前は〇市振興公社。
- 市との協議により老人クラブメンバーがシルバー事業を立ち上げた。
- 事業を行っていた。

■ **選択肢に含まれない回答**

① 個人事業主

- 個人として各々活動（要請を受けて）していた。
- 個人事業主として事業を行っていた。
- 個人事業主。
- 行政書士として個人事業を実施。
- 個人経営のクリニックを運営。
- 個人事業主として事業を行っていた。
- 各個人事業主の集まりでだれかがまとめ役にならないと思い設立しました！！
- 個人企業として事業を行っていた。
- 個人事業として規制がかけられるようになったため。
- 個人で。
- 個人事業として行っていた。
- 個人事業主として行っていた（以前）。
- 個人事業者として運営。

② 他法人からの事業の引継ぎ

- 公益社団法人□□□□□□□□内の□□□□□□□□□□□□の1つとして事業を行っていました。
- □□□□（株）から事業を引き継いだ。
- 自治体で一部事業を実施していた。
- 市の一組織として事業を行っていた。
- 大きなNPO法人の一事業所として事業を行っていたが、独立することになった。

③ 営利企業（株式会社・合同会社）

- 株式会社として営業。
- 合同会社（地域の子供支援・ボランティア活動【工場見学、こども映画会、こどもクッキング（グループワーク）】+介護保険の居宅介護支援事業）→一般社団法人設立。
- 株式会社として事業してた。
- 初めは個人事業そして合同会社。次いで当館を文人施設として永続させたく社団法人として設立するにいたりました。初めから入場料（館）を無料とするなど、多くの方に利用していただく事を目的としております。

4. 「その他」等記述回答 Q2 一般法人設立前の事業の実施

④ その他

- 自営で農業を行いながら、障がい者の職親をしていた。
- 農地法に基づく法令業務。

Q4 公益法人化の意向：「3.迷っている・どちらとも言えない」の具体的な理由

- ① 現状の態勢不十分・要件未達
 - ・ 全員が無報酬（ボランティア）で活動しているため。
 - ・ 今後、組織体制を考慮。
 - ・ 組織の基盤がまだ充分ではないため。
 - ・ 別法人に対し保持しているノウハウの提供が未だ無し。
 - ・ 現在の事業規模では公益認定基準をクリアできない為。
 - ・ 現在のところ、運営費の念出に苦労しているため。
 - ・ 近年（R2）の法人設立のため。
 - ・ 収益事業が主となっており、公益法人化するのが適切かわからない。
 - ・ 管理費不足のため。
 - ・ 要件がクリアできるかについて検討中。

- ② 公益法人化後の負担懸念増加
 - ・ 継続するための人材や経費。
 - ・ 当初は公益法人化も考えていたが、ハードルの高さからずっと先送りしている。
 - ・ 知識を持たない事務員一人では無理だと思うから。
 - ・ 所轄庁への報告等の事務の増加。
 - ・ 土地が問題です。社福に移行したかったのです。
 - ・ 事業活動が限られ、行政の監督を受けることになるため、事務局がより詳しい知識を持つ必要があるため。
 - ・ 手続き等の煩雑さ。
 - ・ 手続きが大変。

- ③ メリット（デメリット）に関する理解不足
 - ・ 公益社団法人にするメリットがよくわからない。
 - ・ メリットデメリットが不明。
 - ・ 明確なメリットが感じられない。
 - ・ 公益法人になる条件、メリットがわからない。
 - ・ 活動の制約に関する兼合い。
 - ・ 公益社団法人としての税制士のメリットがない。
 - ・ 収支相償等の制度面、一般法人に戻れない制度面。

4. 「その他」等記述回答 Q4 公益法人化の意向

④ 制度や手続きに関する理解不足

- 変更することが出来るのか、具体的にどのようにするのかわからない。
- 公益法人についてよく理解していない。
- 公益法人自体を勉強しきれていない。

⑤ その他（時期未定、将来の方向性が未確定等）

- いつかは公益にしたいと思っているが、時期は未定。
- 公益認定申請については、公益認定が団体運営において必要性が生じるまで保留としているが、その必要性またはメリットが高くなった場合には申請を検討予定。
- 日々の業務で考えられない。
- 出来れば変更したい。税務対策として。
- 将来的にはあり得る。
- 会費よりも受託事業収入が多いため。
- 今後、協力者が現れれば検討したい。
- 将来的には、公益的な事業に取り組む考えもある。
- まだ考えていない。
- 法人設立時はその意向があったが、現在は一時保留としている。
- 時期が未定。
- 現状の業務では不要だが、将来的に地域福祉に関する募金に取り組むことになれば、公益性は必須と考える。
- 年度によって方針が変わるため。
- 将来的な方向性について確立していない。

Q5 代表者のプロフィール：「6.その他」の記述内容

■ A：選択肢に含まれる回答

- 薬剤師。
- 保育士。
- サラリーマン。
- 有 医療国家資格。
- 歯科医師
- 個人店舗経営社。
- 民間企業の役職者。
- 会社員。
- 歯科医師。
- 建設業等。
- マンション管理士（有資格者）。
- 私塾を経営し、株式会社代表。
- 医師（院長）。
- 民間企業の社員。
- 医師。
- 医師、臨床心理士、大学教授。
- 当法人の役職員。
- 民間企業の社長。
- 医師会員の代表理事（理事は選挙）。
- 医師。
- 現在も法人代表者であり、当会理事長は兼務である。
- 通信制高校、社長。
- NPO法人監事職、介護福祉士など。
- 精神保健福祉士。
- 民間企業の経営者。
- 助産師。
- 保育士資格。
- 税理士。
- 会社員（退職者）。
- 医師資格者。
- 専門職、修士（2つ）。
- 当協会の理事であって、理事会の決議により選定された者。資格要件はなし。
- 県職員、スクールカウンセラー、臨床心理士。
- 社労士資格保持者。

4. 「その他」等記述回答 Q5 代表者のプロフィール

- 医師。
- 一級建築士。
- 民間企業経験者。
- 看護師。
- 医師。
- 一般会社員。
- 現職民間企業役職員。
- 社会福祉士。
- 福祉経験者、保育士、介護福祉士。
- 会社員。
- 上場企業役員秘書経験7年、小中学生向け国語教室指導歴4年。
- 県認定放課後児童支援員、民間認定カウンセラー、整理収納教育士。
- 社会福祉士、介護福祉士、ケアマネ。
- 小中学校教諭普通免許、特殊学級教員免許、調理師免許、グループホーム世話人8年。
- 地区歯科医師会の役員。
- 歯科医師。

■ **B：選択肢に含まれない回答**

① 事業に関連する専門職や精通者

- 全国で一般廃棄物処理として、市町村より許可又は委託を受けた者又は受けた法人。
- ヨットクラブであり、経験を生かせる方。
- 馬主。
- 理容店を経営。
- いけばな□□□家元。
- 事業に関する有識者、経験者。
- 獣医、ホースセラピーインストラクター。
- 法人の事業内容に沿った専門的知識を有している。
- 能楽○○○□□□宗家（家元）。
- 福祉系経験。
- 手がきデザインの専門家。認定を出すために社団法人化した。
- 特許証の保持者。
- 福祉施設管理者。
- 防災危機管理者。
- サッカー指導者、ライセンス。

② 社員・会員等

- 及び、利用者の保護者。
- 構成する組合の理事長。
- 対象者の親。
- 各地区から選任された役員の中から、互選による。
- 会員の立候補、総会時（任期2年）選挙。
- 牧場主。
- 会員はすべて法人の為その代表取締役です。
- 会員の互選。
- 所属会員。
- K都道府県地域婦人会連絡協議会会長。
- 森林組合長。
- 会員であり、団体の役員（代表理事）。
- 法人化前の自団体の役員。

4. 「その他」等記述回答 Q5 代表者のプロフィール

③ 代議士・首長

- 元参議院議員。
- 町長。
- 県会議員。
- 市長。
- 町会議員。
- 県知事。

④ その他（事業者、学生、住民等）

- 今迄、経験は無く一からの立ち上げ。
- なし。
- ■ 売業事業主。
- 特になし。
- 大使館。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、M県知事及びM市長の許可を受けて産業廃棄物等の処理等を行うもの。
- 一般人。
- 住民。
- 学生（大学生）。
- 自営業、特定非営利活動法人の代表。
- 基本的には画伯の奥様。
- 主婦。
- 食品事業者。
- なし。
- 特になし。

Q6 監事のプロフィール：「7.その他」の記述内容

■ A：選択肢に含まれる回答

- 各地区から選任された役員の中から、互選による。
- マスコミ人材。
- 社労士。
- 民間企業の役職者。
- 民間企業職員。
- 特定行政書士。
- 当法人の役職員。
- 会員の代表（選挙）。
- 元銀行職員。
- 行政書士。
- 現在も法人代表者であり、当会理事長は兼務である。
- 民間企業の経営者、及び民間企業の役職員。
- 会社員。
- 銀行経験者。
- 税理士。
- 会社員。
- 役員の中から総会で選出。
- 金融機関の会員。
- 別法人の代表者。
- 現職民間企業役職員。
- 関連企業に所属する経理事務員。
- 法人の社員。
- 行政書士
- 当自治会の役員経験者。

■ **B：選択肢に含まれない回答**

① 事業に関連する専門職や精通者

- 製材会社代表取締役（2人共）。
- 画家。
- 僧侶、神職等。
- 馬主。
- 理容店を経営。
- 社会福祉士。
- 歯科医師。
- マンション管理士（有資格者）。
- 会員より2名（歯科医師） 外部監事 選挙で。
- 地方公務員。
- 医師。
- 同業（司法書士）。
- 一級建築士の資格あり。
- 社会福祉法人、園長、理事長。
- 能楽師。
- 専業農家（有機農業の専門家）。
- 社会福祉団体。
- 所属会員。
- 定款の規定により原則として正会員から選任。
- 会員の中から選任。
- 医師。
- 医師。
- 訪問介護員2級養成研修課程。
- 公益社団法人□□□□□□の認定指導員。
- 県認定放課後児童支援員、大学で法律の勉強をしている。
- 小学校教員免許、中学校教員（数学）・高校（数学）教員免許、唐梨子免許、グループホーム世話人8年。
- 加盟団体の役員。
- 地区歯科医師会の役員経験者。

4. 「その他」等記述回答 Q6 監事のプロフィール

② 社員・会員等

- 会員。
- 原爆被爆者の代表。
- 設立社員が特に信頼できるから。
- 対象者の親。
- 会員はすべて法人の為その代表取締役です。
- 当法人設立にあたり賛同してくれた。
- 会員の互選。
- 会員から就任、および外部から。
- 会員の中より適当な方を人選。
- 社員自治体の長。
- 当法人会員。

③ その他（個人事業主等）

- 個人事業主
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、M県知事及びM市長の許可を受けて産業廃棄物等の処理等を行うもの。
- 一般人。
- 学生（大学生）。
- 理事会から推薦され、社員総会の決議によって選任された者。但し、当法人の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む）及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

④ その他（監事の設置なし等）

- 監事はいません。
- 監事なし。
- 全く経験無し。
- 監事はおいてない。
- なし。
- 監事なし。
- 監事不在。
- なし。
- なし。
- いない。
- 監事を置いていない。
- 該当者なし。

4. 「その他」等記述回答 Q6 監事のプロフィール

- 監事をおいていない。
- なし。
- 監事はいない。
- 置いていない。
- 設置していない。
- なし。
- 休眠中。
- 監事はいない。
- 監事はいない。
- 設置無し。
- 監事はナシ。
- 定款に定めていない。
- 監事いない。
- 設けていない。
- 監事をおいていない（理事会なし、会計監査人ない）。
- これから経理士を探す。
- 監事は置いていない。
- 設置していない。
- 監事は設置していない。
- 設けていない。
- 現在はいない。
- 監事がいる場合を想定。
- いない。
- 監事を設置していません。
- 監事不在。
- 特になし。
- いない。
- 設置していない。
- 理事会設置をしていないので、監事はいません。
- 特になし。
- いない。
- なし。
- 監事を置いていません。
- なし。
- 変更し監事設置を廃止した。
- 監事はいない。代表理事のみ。
- 監事は置いていない。

4. 「その他」等記述回答 Q6 監事のプロフィール

- 監事なし。
- 監事はいない。
- 代表より年輩の為。
- 監事の設置はなし。
- 監事はいない。
- まだ監事はいません。近々設ける予定です。
- なし。
- 監事はいない。
- 監事は置いていない。
- 設置なし。

Q9-1 代表者の募集方法：「6.その他」の記述内容

■ A：選択肢に含まれる回答

- 理事会での選挙。
- 理事の中から選任。
- 理事の互選による。
- 会員の中から選挙。
- 理事から選任。
- 総会で理事の中から選出。
- 理事の中から立候補、推薦で互選するが、募集や勧誘はしない。
- 会員の中から選挙にて理事を決め、その中から会議により決定（総会決議）。
- 理事の中から登用。
- 総会→理事選任→理事会にて代表、副代表選任。
- 理事の中から、理事会の決議により選任。
- 総会で承認された理事の中から選任。
- 事業活動を通じて、人となりを知ったうえでの勧誘。
- 理事の中から選出。
- 社員総会の決議により候補者を選出し、理事会が選定する。
- 病院長判断。
- 選挙で理事を選出、その後その中から長を決定。
- 理事の中から理事会にて選任。

4. 「その他」等記述回答 Q9-1 代表者の募集方法

■ B：選択肢に含まれない回答

- ① 総会で選出、出資者・社員・会員の選挙
- 正会員の中から選挙。
 - 社員総会にて社員から選出。
 - 会員の立候補制（複数の場合、選挙）。
 - 会員間選挙。
 - 社員総会で選出。
 - 代議員（社員）、理事は選挙を行う。
 - 社員の中から総会において選出している。
 - 年1回の定時総会で互選。
 - 社員の中から互選。
 - 会員の中から、推薦、選挙を経て、通常総会で議決する。
 - 社員総会と理事会の決議、社員からの互選。
 - 社員総会の選挙にて選出（社員の中から定款に基づき）。
 - 選挙。
 - 正会員により選ばれた代表会員（代議員）による互選。
- ② 出資者・社員・会員の推薦
- □□□□□□協同組合連合会の代表理事会長と同じとする。
 - 出資団体からの推薦。
 - 出資先（町）の首長。
 - 県社会福祉協議会副会長勇退者。
 - 町長の命令。
 - グループ会社（親会社）の代表が兼務。
 - （株）□□□の役員より選出。
- ③ その他（専門知識を有する経験者等）
- 現在、後継者を育てています。
 - 募集はしていない、設立時から継続している。
 - 専門的知識を有する公務員経験者。
 - 4、5も今後あり得る。
 - 解散準備を予定。
 - 活動完了。
 - 募集していません。
 - 代表者が設立した法人です。2022年9月現在休業中です。

Q9-2 代表者の決定方法：「4.その他」の記述内容

■ A：選択肢に含まれる回答

- 理事会で候補者決め→選挙→結果確認（理）→議会承認。
- 社員総会にて、理事を承認し、その理事から理事会承任をもって会長及び副会長を決定する。
- 評議委員会の合議による。
- 理事間の合議ののち社員総会。
- 役員会（評議員会で理事を選出して、理事の互選と全員の役員会で合意）。
- 理事会の決議により、理事の中から選定。
- 社員総会において理事選任し、理事会において代表理事の選任をする。
- 理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 理事会決議により理事の中から選定。
- 総会で理事候補を承認後、理事の間の合意による。
- 理事会の決議による。
- 代表者は、通常総会で議決された理事の中から、理事会で互選する。
- 選員選挙により選出。
- 理事の間の合意に基づき役員会に諮り決定。
- 社員総会で理事を選任し、理事の合議により代表理事を選定。

■ **B：選択肢に含まれない回答**

- ① 総会で選出、出資者・社員・会員の選挙
- ・ 社員総会。
 - ・ 社員総会による。
 - ・ 社員総会。
 - ・ 選挙。
 - ・ 社員総会にて。
 - ・ 定時総会。
 - ・ 会員の中から選挙。
 - ・ 選挙。
 - ・ 総会での承認。
 - ・ 総会にて決議による。
 - ・ 一般社団法人設立者。
 - ・ 社員総会。
 - ・ 選挙。
 - ・ 社員総会。
 - ・ 社員総会。
 - ・ 社員間で協議。
 - ・ 全員の会議。
 - ・ 社員総会。
 - ・ 代議員会の決議。
 - ・ 社員総会において決定。
 - ・ 選挙。
 - ・ 社員総会。
 - ・ 社員協議のもと。
- ② 出資者・社員・会員の推薦
- ・ □□□□□□□協同組合連合会代表理事会長と同じ者。
 - ・ 出資先（町）の首長。
- ③ その他（被雇用者による話し合い、事務局が推薦、住民の決議など）
- ・ 被雇用者みんなによる話し合い。
 - ・ 個人の活動からの法人のため。
 - ・ 設立以降変わったことがない。
 - ・ 休眠中。
 - ・ 創始者。
 - ・ 事務局が評議員会に推薦。評議員会で理事選任後、理事会で選定。
 - ・ 住民の決議。

Q13 他者との連携・協働：「1.行政機関」の記述内容

■ A：連携先に関する回答

- ① 都道府県・市町村
- ・ 市役所、区役所。
 - ・ 県・市町村など。
 - ・ F都道府県。
 - ・ 地域行政・県の福祉課と問題の掘り下げ解決方法の見通し。
 - ・ 市役所。
 - ・ 市役所など。
 - ・ 他の公共施設との相互PRやイベント共催など。
 - ・ 市役所のクリーンアップ作戦や、祭りの警備など。
 - ・ S市。
 - ・ H都道府県内の自治体（地域資料の電子化など）。
 - ・ 現在も国、都道府県と常に介護を持ち、行政と連携して事業推進に努めている。…②
 - ・ 自治体と連携して、農福連携事業をすすめる。
 - ・ T市。
 - ・ H都道府県。
 - ・ T都道府県。
 - ・ H県 K市。
 - ・ 市役所。
 - ・ 市、県。
 - ・ 地方自治体（市町村）。
 - ・ 国土交通省、K町役場。…②
 - ・ T労働局。
 - ・ 各自治体。
 - ・ 自治体。
 - ・ 労働局、役場、上部団体（全シ協、県シルバー連合会）。…②
 - ・ 自治体との連携。
 - ・ H都道府県農林水産局林業課。
 - ・ K市や地元との演奏会やイベント。
 - ・ N市観光課・次世代交通網プロジェクト。
 - ・ K市高齢福祉課。
 - ・ O区、観光庁。…②
 - ・ A都道府県。
 - ・ 県警察。
 - ・ ○○○○○○競馬の主催者 H都道府県。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- N市。
- K都道府県。
- 県警察、各市町村。
- 県：P H R事業の活用（県民の活用）。
- A都道府県及び県内市町村。
- T町。
- S市交通政策課とM a a S事業。
- 国、都道府県、H町。…②
- T市と指定管理事業。
- H都道府県内の国立公園を有する自治体。
- N市。
- N市・E市からの組織運営に係る財政（補助金等）の支援。
- 市の財政援助出資団体なので、市や他の財政援助出資団体と連携を図っている。
- 教育委員会。
- J〇〇〇、M都道府県、K都道府県、□□□大学、□□□大学、ベトナムナムディン省政府、ハイズーン省政府。…③
- K都道府県、K市、その他各自治体。
- 工事、自然災害等に対する市との連携。
- O市 障がい福祉課や、地域活動支援センターとの情報交換。
- F市 F市。
- F都道府県獣医師会。
- N町。
- 自治体のスポーツ、健康増進、介護予防の部署。
- 県。
- 農林水産省、県（農林担当部署）これまで同様制度の精度向上を期待する。…②
- 県、市。
- 国、N県、S市。…②
- 教育委員会。
- 村役場 情報共有他。
- 警察署・振興局・市役所。
- 自治体と連携して、人にやさしい町としての認識を全国に広めたい。
- 市や国、県と連携し、ひきこもり問題にアプローチしつつ、無料コンテンツの提供先を広めたい。…②
- 各教育委員会、文科省。…②

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- 公共施設などの防犯設備設計部門。既にK都道府県警察、K都道府県、K都道府県下の自治体と連携している。
- 地方自治体（S市）。
- 町。
- 市民への周知。
- 自治体の環境部門、農業・食品産業部門。
- N都道府県。
- 市町村自治体と支援体制の構築。
- 市役所。
- K町（特にふるさと納税の返礼品の開発と、寄付額を増やすため連携して行う）。
- 自治体。
- 自治体との連携事業を増やす。
- 民生葬、行旅病死。
- T都道府県、C都道府県、S都道府県、23区、関東市区町村。
- K市 都市計画などの情報収集、講演活動の依頼など。
- S町、四国運輸局。
- 方面公安委員会との連携。
- 国、E都道府県、I市。・・②
- 県への申請、障がい福祉事業申請の前段階（事前協議中）、許可が下りないと営業活動できない。職員募集もできない。
- K都道府県。
- 県の認可団体の為。
- 市、県。
- M市。
- 障害福祉サービス事業には、県と市との連携は不可欠です。
- 自治体が実施する保健福祉事業。
- N市、K都道府県。
- 県・市町村、警察（社会活動の安全・安心確保、災害対策）。
- 県のエネルギー政策課等との連系による地域の再エネ利用促進に向けた活動。
- T区。
- 調理師の必置、県民への健康保持増進及び食の安全に寄与。
- O市。
- 市・県・国。・・②
- 文部科学省、教育委員会。・・②
- N都道府県。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- 各都道府県及び市町村（大規模災害時における支援活動）。
- 各地方自治体（全国組織のため）。
- 国、都道府県、各市町村。②
- I 都道府県。
- 保健所、市。
- 県保健福祉部健康づくり課など、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸のための食育の推進。
- 市区町村、商工会、商工会議所。…③
- 行政とは連携（税金で収入を得ているため）。
- K 都道府県、K 市。注）不登校児童の農業体験ですすでに市と連携。
- 厚生労働省、財務省、都道府県。…②
- 観光庁、地方自治体の観光課など。…②
- F 都道府県。
- 国、県、地方自治体。…②
- 国、H 都道府県、I 市、O 市。…②
- 社会福祉協議会、市役所、県庁等。…⑤
- 文化庁、町教育委員会・・・助成金や、教育事業など。…②
- 研修の講師依頼や市町村の福祉担当者と連携。
- S 区。
- 地元の市役所。
- Y 市、K 都道府県。
- 県。
- 陸運局（国土交通省）、行政、市役所、保険福祉課、社会福祉協議会等。…②
- 厚生労働省、県子ども未来課、市保育課。…②
- 各市町村。
- 国、県、市町村。…②
- 文化庁、教育委員会、市町村、文科系財団法人との協働イベント。…②
- F 市。
- G 都道府県・市町村。
- F 市。
- O 都道府県の保険医療への参画。
- N 市を指定管理契約（□□城由緒施設）。
- 県内外への P R 活動。
- N 町、F 都道府県、経産省、復興庁。
- K 都道府県。
- 国、自治体、観光協。…②⑤

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- K市。
- 区防災課、消防署、ドローンを活用した災害情報の提供。
- H市。
- S都道府県障がい支援課。
- 市及び県の不登校、ひきこもり施策。
- 町、県。
- 県行政（研修会の開催など）。
- G都道府県との災害復旧事業や、DX推進事業に協力。
- 区からの情報発信の中継拠点としての役割。
- A都道府県立美術館（□□△△画伯の顕彰）。
- 警察（交通安全対策、交通安全教育における事業活動の連携、協力体制の強化）。
- M市。
- N都道府県、医療圏内の市町村。
- 自治体、財団法人加入者協会。・・⑤
- 市農政部局及び市農業委員会と連携した就農支援や、地産地消の推進（現在も連携中）。
- G都道府県（優先調達推進法の更なる周知と推進）。
- 公共施設（スポーツ、文化）の管理、運営。
- N市、M都道府県。
- 消防庁、消防署。・・②
- 四国を中心にした西日本の地方公共団体。
- C区。
- N市役所福祉課。
- O市。
- 自治体の高齢者・障がい者支援担当部署、社会福祉協議会。・・⑤
- S都道府県、T都道府県。
- H市スポーツ推進計画との連携→「スポーツ文化都市浜松」実現への協力。
- N都道府県（自動車税申告に関する業務）。
- C市、S町。
- U市・粉末を飲むことによって健康維持することによって医療費の削減。
- 各市町村並びに災害対応担当。
- A市、補助事業としての相互理解を深め、高齢化社会の困り事を少しでも解決していく。
- 行政機関（邦や自治体など）。国交省海事局の舟艇利用振興を推進するために、すでに連携しており今後も強化する予定。・・②
- K都道府県、K市。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- ・ 県市。
- ・ 県下一斉奉仕作業、子供110番の車によるパトロール、防災事業等。
- ・ 県、市町村（社営林事業の実施への支援）。
- ・ 県。
- ・ T市役所。
- ・ 自治体。
- ・ O村。
- ・ 県、市町。
- ・ 市。
- ・ 町。
- ・ A都道府県。
- ・ Y町。
- ・ Y市、K都道府県。
- ・ S市、県、国からの大会開催への支援。・・・②
- ・ Y町（組織運営に係る人材派遣等の協力要請）。
- ・ 町役場、O都道府県。
- ・ K市みどり、□□川協働推進課、地区内の緑地保全管理。
- ・ 国による本会制定の規格・基準への支援、地方自治体による本会集会事業への支援。・・・②
- ・ 各地方自治体。
- ・ 町の体育施設の指定管理、委託事業。

② 中央官庁

- ・ 文部科学者。
- ・ 総務省／TTCに参加。
- ・ 厚生労働省。
- ・ 文部科学技術省、産業省、環境庁。
- ・ 現在も国、都道府県と常に介護を持ち、行政と連携して事業推進に努めている。・・・①
- ・ 国土交通省、K町役場。・・・①
- ・ 労働局、役場、上部団体（全□協、県□□□□連合会）。・・・①
- ・ O区、観光庁。・・・①
- ・ デジタル庁、経済産業省、中小企業庁。
- ・ 文部科学省、外務省、J○○○←現在も後援事業として、大臣賞の授与など行っている。さらに連携を深めたい。・・・③
- ・ 国、都道府県、H町。・・・①
- ・ スポーツ庁。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- IT物流団地として整備及び関係関連企業の進出、促進を国交省主幹のバックUP。
- 各陸運支局。
- 厚生労働省 労働局・・・労働保険事務組合としての業務。
- 文部科学省 農林水産省 文化庁。
- 農林水産省、県（農林担当部署）これまで同様制度の精度向上を期待する。
..①
- 国、N都道府県、S市。..①
- 市や国、県と連携し、ひきこもり問題にアプローチしつつ、無料コンテンツの提供先を広めたい。..①
- 各教育委員会、文科省。..①
- 海上保安庁 観光庁 環境庁 消防局 スポーツ庁。
- 国、E都道府県、I市。..①
- 経産局 国プロ。
- 経産省、厚生省。
- 農林水産省。
- 農林水産省、消費者庁。
- スポーツ庁、文化庁。
- 厚生労働省（診療報酬の改定など）。
- 中小企業庁。
- 市・県・国。..①
- 文部科学省、教育委員会。..①
- 環境省自然環境事務所。
- 文部科学省、文化庁。
- 国土交通省（行政情報の提供）。
- 国、都道府県、各市町村。..①
- 外務省。
- 文部科学省。
- 国土交通省。
- 厚生労働省、財務省、都道府県。..①
- 厚生労働省。
- 観光庁、地方自治体の観光課など。..①
- 国税局。
- 国、県、地方自治体。..①
- 国、H都道府県、I市、O市。..①
- 文化庁、町教育委員会・・・助成金や、教育事業など。..①

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- 陸運局（国土交通省）、行政、市役所、保険福祉課、社会福祉協議会等。
..①⑤
 - 厚生労働省、県こども未来課、市保育課。..①
 - 国交省、厚労省、外国人技能実習機構。..③
 - 厚生労働省。
 - 国、県、市町村。..①
 - 文化庁、教育委員会、市町村、文科系財団法人との協働イベント。..①
 - 農水省、経産省、内閣府。
 - 国、自治体、観光協。..①⑤
 - 国土交通省。
 - 中小企業庁。
 - 消防庁、消防署。..①
 - 厚生労働省に業務効率化等。
 - 国土交通省。
 - 内閣府、消費者庁。
 - 行政機関（邦や自治体など）。国交省海事局の舟艇利用振興を推進するために、すでに連携しており今後も強化する予定。..①
 - 文科省（小中学校の教育の一環として空手道を採用すること）。
 - 植物防疫所（国）（農産物輸出課題解決支援事業）。
 - 農林水産省。
 - 国土交通省、第2交通手段としての確立。
 - K経済産業局、O商工会議所、□□大学、□□大学等。..③④
 - S市、県、国からの大会開催への支援。..①
 - 国による本会制定の規格・基準への支援、地方自治体による本会集会事業への支援。..①
 - 国土交通省。
 - 国指定、重要無形民俗文化財の備中神楽を守って行くために協力願う。
- ③ 公的機関・独立行政法人
- 公共職業安定所。
 - 調査、試験に対する公設試験場の支援。
 - ○○○○産業創造機構。
 - □□□ものづくり等。
 - J○○○、J□□□□、J△△△。
 - 文部科学省、外務省、J○○○←現在も後援事業として、大臣賞の授与など行っている。さらに連携を深めたい。..②

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- J〇〇〇、M都道府県、K都道府県、□□□大学、□□□大学、ベトナムナムディン省政府、ハイズーン省政府。…①
 - 近隣センターとの共同による、ハローワークでの相談活動。
 - ODA、J〇〇〇等との連携。
 - 市区町村、商工会、商工会議所。…①
 - 国交省、厚労省、外国人技能実習機構。…②
 - J〇〇〇（独立行政法人 □□□□機構）。
 - 公共職業安定所、M商工会議所、全国社会福祉協議会。…⑤
 - 近畿経済産業局、O商工会議所、□□大学、□□大学等。…④
- ④ 大学等
- 大学・学会（関連）。
 - □□大学病院心臓血管外科。
 - J〇〇〇、M都道府県、K都道府県、□□□大学、□□□大学、ベトナムナムディン省政府、ハイズーン省政府。…②
 - □□公立大学等。
 - 大学や研究機関との連携による調査研究を行いエビデンス作りを行う。
 - 学校園、乳児院。
 - 国立□□医科歯科大学。
 - ①小中高大の教育機関にて、当法人が開発したウェブ検定「□□」を活用し、教職員による試験監督のもと、授業内外で読書後にストーリークイズをウェブ受検。合格で級を上げ、読書欲アップにより読書推進。 ②また、入試の一環として、ウェブ提出の読書認定書（□□合格証による読書歴開示）利用を推進して多角的選考を可能に。 ③文科相と協力して、□□の蓄積データ活用で読書量と学力の相関調査。また、文科相からの報告で、学力低い地域への□□普及。
 - 近畿経済産業局、O商工会議所、□□大学、□□大学等。…②③
 - 学校関係。
- ⑤ その他（社協、外国政府等）
- S都道府県社会福祉協議会。
 - 家庭裁判所、各市町村の社会福祉協議会。
 - 社会福祉協議会、市役所、県庁等。…①
 - 陸運局（国土交通省）、行政、市役所、保険福祉課、社会福祉協議会等。…①②
 - 国、自治体、観光協。…①②
 - 自治体、財団法人加入者協会。…①

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- 公共職業安定所、M商工会議所、全国社会福祉協議会。…③
- 自治体の高齢者・障がい者支援担当部署、社会福祉協議会。…①
- 主に豪州とNZ。

■ **B：連携内容に関する回答**

① 活動推進・事業連携

- 保育事業の充実。
- 身寄りのない高齢者の紹介。
- 介護保険法に基づく地域密着型事業。
- よりよい施設の管理運営のため。
- 地域行政・県の福祉課と問題の掘り下げ解決方法の見通し。
- 望まない妊娠、出産をした母子の支援。
- 当団体が提供するサービスを導入していただく。
- 既に、連携・協働している。
- 総務省／TTCに参加。
- 政策ベースでの取り組み。
- 公共の福祉事業。
- H都道府県内の自治体（地域資料の電子化など）。
- 自治体と連携して、農福連携事業をすすめる。
- 災害廃棄物処理。
- 既に実施している。
- 調査、試験に対する公設試験場の支援。
- 法改定についての意見、災害時の連携。
- 小中学校の児童、生徒、教職員、出前講座、薬物乱用防止、ゲートキーパー研修、キセリア教育。
- 協会の実施する諸事情に対する理解と参加。
- 歩き遍路道の整備支援（西日本豪雨等による災害での被害地）。
- 連携（孤立化する親や家庭内の問題を早期に発見し、相談しやすい体制を行政と情報交換しながら進めたい）。・・・③
- 政府の政策との連携、当協会の調査研究成果の行政での活用。
- 関係法規の研修や指導。
- 山の管理と伐採。
- 政策についての連携。
- 災害時の支援、平時における防災力の強化。
- 無資格者への対応、違反広告の取り締り。
- 譜業のバックアップや、行政計画への参画等。
- 県：PHR事業の活用（県民の活用）。
- 建物が指定管理なのでおのずと連携。
- 畜産農家の経営安定の向上及び新規就農者（希望者）へのサポート。
- 公衆歯科衛生の普及のためのさらなる連携。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- ・ I T物流団地として整備及び関係関連企業の進出、促進を国交省主幹のバックUP。
- ・ 厚生労働省 労働局・・・労働保険事務組合としての業務。
- ・ 地方企業に対し、様々な経験を持つマーケターをアドバイザーとして派遣したいと考えています。地方企業のまとめ役をお願いしたい。
- ・ 林業振興施策の推進。
- ・ 各地域の歴史的、文化的資料をデジタルデータとして保存・保管し、災害などから守る役割も持つデジタルアーカイブスを自治体と共に連携し進めていく。
- ・ 高齢化対策、環境整備（水道、道路等）。
- ・ 行政支援策との連携のため、行政職員にもスキルアップしてほしい。
- ・ 一般就労を目指す障害者の支援の連携、地域のお困り事の情報共有と連携。
・・・③
- ・ 災害時の体制整備、対応など。
- ・ 行政機関が管理する公園や体育館での体験会開催。
- ・ 自治体と連携して、人にやさしい町としての認識を全国に広めたい。
- ・ 市や国、県と連携し、ひきこもり問題にアプローチしつつ、無料コンテンツの提供先を広めたい。
- ・ 介護人材確保・教育に関すること。
- ・ 公共施設などの防犯設備設計部門。既にK都道府県警察、K都道府県、K都道府県下の自治体と連携している。
- ・ 福祉支援を必要とする人の支援。
- ・ 近隣センターとの共同による、ハローワークでの相談活動。
- ・ 市町村自治体と支援体制の構築。
- ・ 定款の目的を達成できる機関と連携、協働したい。
- ・ K町（特にふるさと納税の返礼品の開発と、寄付額を増やすため連携して行う）。
- ・ 民生葬、行旅病死。
- ・ 中小企業、小規模事業者に対する支援。
- ・ 公益事業等。
- ・ 誘客促進。
- ・ 障害福祉サービス事業には、県と市との連携は不可欠です。
- ・ 不動産関連の施策、制度等の制定に関しての内容調整。
- ・ 活動施設の提供。
- ・ 自治体が実施する保健福祉事業。
- ・ 2次医療圏の連携から県全体への連携システムにすること。
- ・ 災害廃棄物への具体的対応・リサイクル事業の推進等。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- 県のエネルギー政策課等との連系による地域の再エネ利用促進に向けた活動。
- 歯学教育モデルコアカリキュラムの改訂、共用試験の公的化。
- 公的病院の再建への協力。
- 災害時に避難者支援として、避難所に空調機設置を行う。その際、行政側には電源確保などの付帯業務を担当してもらいたい。
- 野良猫に関しての行政の携り。
- 災害協定等。
- 当法人事業への理解・協力、利用者の福祉的支援制度の活用等の相談、利用者の入退居、新規利用の際の関わり。
- 事業の共同実施または後援。
- 障害福祉、こども家庭支援。
- 医学、工学、社会福祉、心理学など生活に関連する学術の進展と社会への貢献を図る調整を進める。
- 専門店で働く者の労働環境（営業時間）改善の取り組み。
- 地域におけるラグビーの普及及び環境整備。
- 産前～産後、その後の子育て支援事業。
- 先人たちの偉業を伝え地域の文化振興を図り学校教育を場とする先人館の設置。
- 表現力育成を目的とした学校教育との連携、まちづくりの為の行政との連携。
- 県保健福祉部健康づくり課など、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸のための食育の推進。
- 大学や研究機関との連携による調査研究を行いエビデンス作りを行う。
- 手がきPOP講習を自治体で開催したい。これまで商工会議所のセミナー実証多数。・・④
- K都道府県、K市。注)不登校児童の農業体験ですでに市と連携。
- 自動車登録番号標交付手数料の適正化、図柄入りナンバーの広報、諸手続きの円滑化。
- 町の魅力発信、販い創出、創業支援。
- 研修の講師依頼や市町村の福祉担当者と連携。
- 市民サービスの向上と薬剤師職能の向上。
- 活動場所や地域住民との調整。
- 地域の活性化のため連携・協働。
- 区内の中小企業の紹介、セミナーの共催。・・④
- 身寄りのない方や福祉政策、空き家問題など。
- 溜池、共同基地等の管理について。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- O都道府県の保険医療への参画。
- 連携。
- N市を指定管理契約（□□城由緒施設）。
- 身寄りのない方への行政サービスとの連携。
- 河川出水時対策の強化。
- 国民文化祭（文化庁）への参加のほか、各自治体主催の短歌大会等の選者、講師の派遣。今後は、補助金・助成金支援、後援名義の使用、協会事業を周知するための各種広報支援など。・・④⑤
- 国民の「疾病予防」と「健康寿命の延伸」ならびに「医療介護費削減」に寄与するまちづくり。
- 国の監査を補完し、貸切バス業界の自主的改善を促進する。
- 困った人を支援し、公共の場の美化、保存に努め、災害復旧支援を行う。
- 連携が図られるように努めている。
- 産業廃棄物の適正処理及び再生利用の普及等、また業界全体の底上げ。
- 市及び県の不登校、ひきこもり施策。
- 災害支援、河川の環境整備（ゴミ拾いなど）、道路補修箇所の点検等。
- G都道府県との災害復旧事業や、DX推進事業に協力。
- 公園を取り巻く地域とともに、エリアマネジメントを実践していくこと。
- A都道府県立美術館（□□△△画伯の顕彰）。
- 国民への医療提供サービスに関すること、言語聴覚士の業務に関すること。
- 地籍調査の進捗率の向上。
- 長寿福祉、市民活動支援、子ども担当などの組織などと連携し、健康・暮らし支援、子ども家族のケアの実践に向けた活動の充実を図る。
- 警察（交通安全対策、交通安全教育における事業活動の連携、協力体制の強化）。
- 地域に必要とされる支援体制の中で、特に役割分担のしくみづくり。
- 市農政部局及び市農業委員会と連携した就農支援や、地産地消の推進（現在も連携中）。
- 芸人出身の彫刻家との連携は考えています。
- 公共施設（スポーツ、文化）の管理、運営。
- 緊急被ばく医療。
- 労働者の福祉要求に関する事項。
- 災害対応、インフラ整備の受注。
- 厚生労働省に業務効率化等。
- 企業支援事業。
- 自動車登録番号標交付代行。
- H市スポーツ推進計画との連携→「スポーツ文化都市浜松」実現への協力。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- N都道府県（自動車税申告に関する業務）。
 - U市・粉末を飲むことによって健康維持することによって医療費の削減。
 - 各市町村並びに災害対応担当。
 - 行政機関（邦や自治体など）。国交省海事局の舟艇利用振興を推進するために、すでに連携しており今後も強化する予定。
 - 文科省（小中学校の教育の一環として空手道を採用すること）。
 - 地域の発展の為の事業の計画、実施。
 - 県下一斉奉仕作業、子供110番の車によるパトロール、防災事業等。
 - 植物防疫所（国）（農産物輸出課題解決支援事業）。
 - 公共交通網の活性化につながる事業、利便性の向上。
 - ①小中高大の教育機関にて、当法人が開発したウェブ検定「□□」を活用し、教職員による試験監督のもと、授業内外で読書後にストーリークイズをウェブ受検。合格で級を上げ、読書欲アップにより読書推進。②また、入試の一環として、ウェブ提出の読書認定書（□□合格証による読書歴開示）利用を推進して多角的選考を可能に。③文科相と協力して、□□の蓄積データ活用で読書量と学力の相関調査。また、文科相からの報告で、学力低い地域への□□普及。
 - 県、市町村（社営林事業の実施への支援）。
 - 国土交通省、第2交通手段としての確立。
 - 障がい者施策と連携した障がい者スポーツ振興の推進。
 - S市、県、国からの大会開催への支援。
 - Y町（組織運営に係る人材派遣等の協力要請）。
 - 保健活動。
 - K市みどり、□□川協働推進課、地区内の緑地保全管理。
- ② 委託事業
- 障害者の暮らしにくさの解消に向けた事業の調査研究や事業委託。
 - 公益的事業の受託。
 - 委託授業内容の理解と委託内容の共有ができ、結果として官民協働の地域づくり。
 - 委託事業。
 - 事業の受託。
 - 委託事業。
 - 委託事業の受託により就労促進。
 - 町の体育施設の指定管理、委託事業。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

③ 交流・情報連携交換

- ・ 労働基準法、労働安全衛生法に関する情報の提供や相談。
- ・ 連携（孤立化する親や家庭内の問題を早期に発見し、相談しやすい体制を行政と情報交換しながら進めたい）。…①
- ・ 情報の収集・提供。
- ・ 介護現場の声を届ける為。
- ・ O市 障がい福祉課や、地域活動支援センターとの情報交換。
- ・ 子育てや運営について助言を得た。
- ・ 利用者情報 関連法情報等。
- ・ 村役場 情報共有他。
- ・ 一般就労を目指す障害者の支援の連携、地域のお困り事の情報共有と連携。…①
- ・ K市 都市計画などの情報収集、講演活動の依頼など。
- ・ 事業（活動）の共同運営、情報の交流。
- ・ ケア研究の提供。
- ・ 国土交通省（行政情報の提供）。
- ・ 災害時の協力に対し、適切かつ円滑に実施する為の連絡体制等のさらなる強化。
- ・ 政策提言、要請活動・社会保障制度の拡充、改善。
- ・ 区防災課、消防署、ドローンを活用した災害情報の提供。
- ・ いろんな情報を教えていただきたい。
- ・ 区からの情報発信の中継拠点としての役割。
- ・ リサーチ。
- ・ 適正で合理的な入札契約制度並びに合理的な建設生産システムに関する調査研究。
- ・ A市、補助事業としての相互理解を深め、高齢化社会の困り事を少しでも解決していく。

④ 広報・啓発・普及・イベント等開催

- ・ 他の公共施設との相互PRやイベント共催など。
- ・ 情報提携、イベントの開催・協力等。
- ・ 市役所のクリーンアップ作戦や、祭りの警備など。
- ・ K市や地元との演奏会やイベント。
- ・ 福祉、地域作り。
- ・ イベント等の後援。
- ・ 行政と協賛によるセミナー、イベントの開催、情報共有。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- 技術開発及び事業化について補助制度創立や技術的支援のほか広報やイベントの共同開催。・・⑤⑥
- 市民への周知。
- 中山間地域の交流人口拡大を図る為に、屋内外におけるドローンを使ったレースやゲームを共同で行うこと。
- 意見交換会の実施や要望活動。
- 建設産業界のイメージアップ、担い手確保・育成のための取り組み等。
- バレーボールに関する地域グループの育成・強化・大会運営。
- 里山活用、教育の場の創出（里山体験）。
- 中小企業に対して、当協会の活動を周知。
- 子どもを含む市民の参加。
- 会場開設、イベント実施など。
- 地域イベントへの参加。
- 手がきPOP講習を自治体で開催したい。これまで商工会議所のセミナー実証多数。・・①
- 区内の中小企業の紹介、セミナーの共催。・・①
- 文化庁、教育委員会、市町村、文科系財団法人との協働イベント。
- eスポーツの普及、大会の開催・運営。
- 補助金や広報。システムの管理。・・⑤
- 県内外へのPR活動。
- 国民文化祭（文化庁）への参加のほか、各自治体主催の短歌大会等の選者、講師の派遣。今後は、補助金・助成金支援、後援名義の使用、協会事業を周知するための各種広報支援など。・・①⑤
- 県行政（研修会の開催など）。
- G都道府県（優先調達推進法の更なる周知と推進）。
- 大会開催の後援。
- □□文学賞の選定（継続）。
- 自治体職員を対象に、地質調査の技術研修を共催など。
- 高圧ガス保安に関する講習会等の開催。
- 健康と福祉分野の人材との協働、要介護、当事者・一般市民への広報。
- 普及啓発の機会、対象について。
- 意思決定支援の普及啓発。
- スポーツの推進、発展に関する活動。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

⑤ 助成金・補助金等

- ・ 組織の運営に対する人員の補てん、補助金の助成。
- ・ 観光振興（事業賞等補助金確保）。
- ・ 資金援助。
- ・ 補助金の申請、地域（家庭）の情報共有、コロナ対策（発生時の対応確認）。
- ・ N市・E市からの組織運営に係る財政（補助金等）の支援。
- ・ 補助金や助成金など。
- ・ 技術開発及び事業化について補助制度創立や技術的支援のほか広報やイベントの共同開催。・・④⑥
- ・ 日本文化の継承のための補助金が欲しい。
- ・ 補助金等の支援。
- ・ 文化交流事業への助成。
- ・ 会員（末端会員＝畜産農家）への財政支援。
- ・ 事業活動、活動資金支援。
- ・ 指定管理業務・補助金の活用業務。
- ・ 他地域からの観光客受入の整備の助成。
- ・ 補助事業の活用。
- ・ 文化庁、町教育委員会・・・助成金や、教育事業など。
- ・ 補助金（研究開発）の充実。
- ・ 補助金や広報。システムの管理。・・④
- ・ 国民文化祭（文化庁）への参加のほか、各自治体主催の短歌大会等の選者、講師の派遣。今後は、補助金・助成金支援、後援名義の使用、協会事業を周知するための各種広報支援など。・・①④
- ・ 補助金交付、史跡の維持管理。
- ・ 事業の連携や助成（補助金）の活用。
- ・ アイヌ施設推進交付金の活用。
- ・ 自治体からの補助金、助成金の援助。
- ・ 補助金等の資金面及び相談。
- ・ 社会的課題の解決には公的資金が必要。
- ・ 事業実施のための資金援助について。

⑥ 各種支援

- ・ 児童福祉施設協議会や児童福祉相談所、活動できる施設を紹介してもらいたい。
- ・ 技術開発及び事業化について補助制度創立や技術的支援のほか広報やイベントの共同開催。・・④⑤

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「1. 行政機関」

- 現時点においてもT市から支援を受けており、観光、地域振興に対する支援を望む。
- 県への申請、障がい福祉事業申請の前段階（事前協議中）、許可が下りないと営業活動できない。職員募集もできない。
- 調理師の必置、県民への健康保持増進及び食の安全に寄与。
- 各都道府県及び市町村（大規模災害時における支援活動）。
- 雇用する障害者の賃金向上のため、売上upが必要です。安定した作業物の提供を希望したい。
- 「格差」ではなく、「赤ちゃんから老人までの安心感」をシステムで強めてほしい。民間企業からNPOまでに支援サポートを拡大してほしい。
- 顧問として役員に就任頂き、助言、アドバイスを頂いている。
- 国による本会制定の規格・基準への支援、地方自治体による本会集会事業への支援。
- 国指定、重要無形民俗文化財の備中神楽を守って行くために協力願う。

⑦ その他

- 業界対策。
- 自治体のスポーツ、健康増進、介護予防の部署。
- 現在、行政に何の届出も不要なリラクゼーション業。当協会に届出する事で社会的信用を得られるようにしたい。
- 支援いただきたい。
- 旅行業法に定める業務。
- 運営方針。
- 地域の持続可能性。
- 「行政」のご指導に期待します。

■ C : その他

- 特になし。
- 特になし。
- 定款のとおり。
- 未定。
- 活動停止の為、無効。
- 検討中。

Q13 他者との連携・協働：「2.民間企業」の記述内容

■ A：連携先に関する回答

① 医療機関・介護事業者・福祉関係機関

医療機関

- ・ 医療、福祉 地域作り 住み慣れた場所で最期まで過ごせる。・・福祉
- ・ 医療機関。
- ・ 医療機関、介護事業所、スポーツクラブ等。・・介護
- ・ 病院、福祉施設。・・福祉
- ・ 民間病院、介護事業所（厳しい経営状況）へのコンサルティング。・・介護
- ・ 医療機関。
- ・ 病院。
- ・ 「医学」「医療」を基礎とした異分野連携による新産業を創生すること。
- ・ 医療介護関係団体。・・介護

介護事業者

- ・ 医療機関、介護事業所、スポーツクラブ等。・・医療
- ・ 介護、福祉関連。・・福祉
- ・ 民間病院、介護事業所（厳しい経営状況）へのコンサルティング。・・医療
- ・ 介護及び障害福祉事業者。・・福祉
- ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所との連携。・・福祉
- ・ 介護等福祉法人・・・情報共有や相互援助。・・福祉
- ・ 医療介護関係団体。・・医療
- ・ 老人施設等。

福祉関係機関

- ・ 他（障）サービス事業所。
- ・ 医療、福祉 地域作り 住み慣れた場所で最期まで過ごせる。・・医療
- ・ 社協。
- ・ 病院、福祉施設。・・医療
- ・ 介護、福祉関連。・・介護
- ・ 社協、商工会議所、金融機関。
- ・ 介護及び障害福祉事業者。・・介護
- ・ 社会福祉協議会。
- ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所との連携。・・介護
- ・ 基幹センター、社協。・・福祉
- ・ 介護等福祉法人・・・情報共有や相互援助。・・介護

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「2. 民間企業」

② 金融機関

- (同) □□、H銀行。
- □□、□□不動産パートナーズ、J信用金庫。・・・③
- D銀行、T銀行、□□○○○センター。
- 銀行：利用料の回収。
- K銀行、F銀行。
- ○○○ホールディングズ。
- 地方メディア、地方金融機関。
- 社協、商工会議所、金融機関。・・・①④
- 金融機関、航空会社。
- 地銀、葬儀会社、宗教法人。
- 金融機関が中小企業の相談に乗るときに、知的戦略の重要性も伝えてもらう。
- 金融機関、中小企業関連団体。・・・④
- 教育用品会社、地方銀行。
- 金融機関。
- 銀行等、コンサルティング業企業。・・・④
- S銀行（小さな親切運動に参加）。
- 銀行。
- 金融機関の取引先の紹介、セミナーの共催。
- マッチングシステムによる若手層の確保（銀行）。
- Dmo、銀行。・・・④
- 地域の事業者、銀行。
- S銀行。
- 金融機関、不動産会社。・・・③
- 民間企業（事業会社や金融機関など）。民間企業との連携強化を目的に一般社団法人との連携強化に努め、企業との連携を模索している。
- 長崎と関わりのある会社、銀行。

③ 不動産・建設業

- 不動産会社、司法書士、行政書士など。・・・④
- 建設、不動産業の人事。
- □□、□□不動産パートナーズ、J信用金庫。・・・②
- 建設関係の企業・・・一人親方の労災保険特別加入の団体としての業務。
- 建築設計、建築設備設計等を行う企業の防犯設備設計部門。
- 法的契約で意思確認を重要視する、不動産売買業。
- 金融機関、不動産会社。・・・②
- 不動産関連事業。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「2. 民間企業」

④ 商工会議所・中小企業支援・コンサル・士業専門職

- ・ 不動産会社、司法書士、行政書士など。…③
- ・ 社協、商工会議所、金融機関。…①②
- ・ H都道府県内の同種司法書士団体。
- ・ 金融機関、中小企業関連団体。…②
- ・ 銀行等、コンサルティング業企業。…②
- ・ Dmo、銀行。…②

⑤ 農協

- ・ JA。
- ・ JA、漁協など。地産、地消の推進及びブランド力の向上。
- ・ 農協、地域企業。

⑥ 出版・メディア

- ・ H都道府県の出版社（電子可能な書籍の提供）。
- ・ 地方メディア、地方金融機関。…①
- ・ □□□□新聞社。
- ・ 現在は、全国短歌大会（協会主催・□□新聞社後援）。今後は、各出版・報道機関との事業連携の強化。
- ・ 言語聴覚療法の普及（メディア等）、言語聴覚療法に関する機器の発展（メーカー等）。…⑦

⑦ その他事業会社

- ・ 当会の目的に賛同し、地域における社会教育の充実に寄与していただける企業。当会の目的に賛同し、当会の新たな事業に助成金等を交付していただける企業。
- ・ 葬儀社と死後事務手続きに関する協働。
- ・ □□□/□□□、□□□□□□コンソーシアム、□□□-□□ジャパン、□□□□□□□□□□□□。
- ・ 旅行会社との連携、民間企業の社内研修や保養場所としての提供の増進など。
- ・ 地域の企業。
- ・ □□工業。
- ・ 委託事業会社。
- ・ スポーツメーカー、飲料メーカー、宿泊施設、自動車住宅メーカー。
- ・ イオンモールなどSDGsへの意識が高い企業。
- ・ システム開発会社との連携。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「2. 民間企業」

- S D G s に取り組む企業←協働学習への支援。
- ○○○グループと指定管理事業。
- 大手物流関連企業の拠点地区として進出。
- 持続的事業の運営に多様なネットワークを活用したい企業を支援していく事業を行っていききたい。
- 医療機関、介護事業所、スポーツクラブ等。・・・①
- スポーツ産業。
- エコフィード製造会社等。
- 葬祭業、身元保証。
- 葬儀の会社の社員教育の一つとして弊協会の活用。
- 金融機関、航空会社。・・・②
- 乳業関連会社。
- 地銀、葬儀会社、宗教法人。・・・②⑧
- 観光事業者と情報発信プロモーション連携。
- 地域所在の企業。
- 同業者、会員等と広範囲な教宣活動と再エネ利用促進の提案活動を行う。・・・⑧
- マーケティング企業。
- 自然エネルギー発電企業。
- フォトスタジオでのペイント業務。
- デザイン会社、イベント政策会社、出版社など。
- 現在、工場に出向もしているが、工場先を増やしたい。
- 民間の事業会社（大規模災害時における支援活動）。
- S D G s 等を取り入れる事業会社と連携して取り組み方を考えていく。
- 当法人の目的に賛同する企業と調査・研究・資材開発を行う。
- 同上。サービス業界に手がき P O P セミナーを普及させたい。
- 大手スポーツクラブ、○○○スポーツ、○○○○○フィットネスクラブ。
- 輸入車メーカー。
- 人材紹介会社。
- 旅行会社、ホテル・旅館、交通関係。
- 経営の一部委託、森林施業の実施委託。
- グループホーム運営に興味のある企業。
- 旅行業者等。
- 航空、湾港と関連する企業。
- 学習塾や習い事をやっている企業・個人。
- 地域の事業者、銀行。・・・②

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「2. 民間企業」

- 言語聴覚療法の普及（メディア等）、言語聴覚療法に関する機器の発展（メーカー等）。…⑥
- （株）□□□□□□□ □□□□□□□、□□□□。
- 市内小売店や飲食店と連携した地産地消の推進。
- 人的作業を必要とする企業、農家等。
- 協働していただいている民間企業に、業務提携等。
- 社会貢献事業を展開している企業。
- S D G s 活動→企業団体における持続可能社会活動への補助、未来を担う子ども達への周知。
- ディーラー各社等（自動車の検査、登録等の諸手続きの円滑化）。
- 民間企業（事業会社や金融機関など）。民間企業との連携強化を目的に一般社団法人との連携強化に努め、企業との連携を模索している。…②
- ○○○○□□システムズ。
- 長崎と関わりのある会社、銀行。…②
- 飲料食品企業。
- 会の主旨、目的に賛同して下さる事業社の拡大。
- ①民間企業の採用活動や社員研修の一環として、課題図書読書し、前述の読書認定書をウェブ提出。また、一定の□□におけるポイント（級）取得を課題や単位とする。②民間学堂・塾・習い事・ホームスクール・海外の日本語補修校等での□□活用による読書推進。③出版社と協力し、新刊を出版と同時に□□のクイズもアップして読書推進。
- 事業会社とは目的達成に向けた人的、資金的情報資産を活用。
- 食品流通会社。
- 森林組合（社営林事業の実施への支援）。
- 運輸関係企業との連携や協力体制。
- 地元各種企業。
- 同じ利用者が通所している民間企業と内容を連携、共有する。
- 事業会社。
- 農協、地域企業。…⑤
- ものづくり企業。
- 美容事業所。
- 生産技術に関わる企業。
- 町内企業。

⑧ その他

- 人材育成公営社団法人□□□□□□□□連合会：環境産業の振興。
- 測量協会など技術協会支援。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「2. 民間企業」

- H都道府県樹苗農業協同組合。
- 同業者との連携。
- 実務家養成機関。
- D銀行、T銀行、日本〇〇〇センター。…②
- どんな企業でも賛同して下さるところ、寄附金等。
- 各トラック協会、交通安全協会。
- 中小企業家同友会（K・M）。
- 各環境団体。
- 同業、または関連業。
- 定款の目的を達成できる機関と連携、協働したい。
- 中小企業、小規模事業者に対する支援。
- 地元の旅館や企業との連携により活性化に向けた取り組みの推進。
- 地銀、葬儀会社、宗教法人。…②⑦
- □□研修センター。
- 同業者、会員等と広範囲な教宣活動と再エネ利用促進の提案活動を行う。
…⑦
- T区内のどこでも。
- 地域文化の振興を図るため学校及び研究機関、他団体との交流推進。
- 大学。
- E A P 機関。
- 外国の技能実習生送り出し機関。特定技能労働者支援機関。国内の技能実習生管理団体・特定技能労働者支援機関。
- 区内教育機関。
- 様々な事業者と交通を通じた連携。
- お寺。
- 国、美術館、大学など。

■ **B：連携内容に関する回答**

① 活動推進・事業連携

- 葬儀社と死後事務手続きに関する協働。
- 収益事業の強化。
- 望まない妊娠、出産をした母子の支援。
- 当団体が提供するサービスを導入していただく。
- 実践での取り組み。
- 旅行会社との連携、民間企業の社内研修や保養場所としての提供の増進など。
- エネルギー、環境分野の事業。
- 全国会員（地域でサイバーセキュリティや情報リテラシーの啓発活動を行う団体、NPO法人等）を支援する推進会員（企業会員）の募集。
- 人材育成公営社団法人□□□□□□□□連合会：環境産業の振興。
- 中小企業の社員のキャリア教育、ジェンダーフリー意識の向上。
- 各種講習、講座の開催、施設の提供。
- アクティブーション。
- 四国遍路文化の継承のための活動協力（資金・人力）。
- 医療、福祉 地域作り 住み慣れた場所で最期まで過ごせる。
- 鶏病、養鶏技術、経営に関する研修指導。
- 山の管理と伐採。
- 復興支援商品の販売。
- 銀行：利用料の回収。
- 集客のためのイベント等の企画・運営。
- SDGsに取り組む企業←協働学習への支援。
- ○○○グループと指定管理事業。
- 公衆歯科衛生の普及のためのさらなる連携。
- 大手物流関連企業の拠点地区として進出。
- 持続的事業の運営に多様なネットワークを活用したい企業を支援していく事業を行っていきたい。
- 県産木材の利用促進。
- 法定雇用率を踏まえた新規就労、就労継続支援に向けた努力。
- 環境整備。
- フードロス、フードリンクなどロスをなくし必要な方へ届ける仕組みの強化・増強。
- メンタルなどをサポートして心の病で休業する人を減らし、健康な社員を増やせるよう顧問契約したい（福利厚生に使うてもらう）。
- 就労支援の強化のため。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「2. 民間企業」

- 就労支援施設での生産物を積極的に取り入れてほしい。
- 具体的な研究開発案件への共同研究や事業の共同実施、パートナーの紹介、出資など。
- 民間企業の教育など。
- 従業員への周知。
- 当事者の就労先や帰住地の確保。
- 定款の目的を達成できる機関と連携、協働したい。
- 葬祭業、身元保証。
- 中小企業、小規模事業者に対する支援。
- 葬儀の会社の社員教育の一つとして弊協会の活用。
- 地元の旅館や企業との連携により活性化に向けた取り組みの推進。
- 誘客促進。
- 観光事業者と情報発信プロモーション連携。
- □□○○○ネットの参加施設として加入してくださること。
- 里山活用、教育の場の創出（里山体験）。
- 安全、安心を確保した廃棄物処理。
- タイアップでの地域資源創造、活用。
- フォトスタジオでのペイント業務。
- 金融機関が中小企業の相談に乗るときに、知的戦略の重要性も伝えてもらう。
- 利用者の就労（一般就労、障害者就労）への理解、協力。
- 事業への協賛。
- 医学、工学、社会福祉、心理学など生活に関連する学術の進展と社会への貢献を図る調整を進める。
- 民間の事業会社（大規模災害時における支援活動）。
- S D G s 等を取り入れる事業会社と連携して取り組み方を考えていく。
- J A、漁協など。地産、地消の推進及びブランド力の向上。
- 当法人の目的に賛同する企業と調査・研究・資材開発を行う。
- 同上。サービス業界に手がき P O P セミナーを普及させたい。
- 経営の一部委託、森林施業の実施委託。
- 製作、販売活動の効率化、合理化。
- 地域経済の活性、創業支援。
- 運営のノウハウ、維持管理。
- 共同事業の拡充。
- 障害者雇用。
- 地域の活性化のため事業の支援。
- 金融機関の取引先の紹介、セミナーの共催。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「2. 民間企業」

- 新商品開発や商品プロモーションを共同で行う。
- 企業のパーティ演奏等。
- eスポーツの普及、大会の開催・運営。
- 学習塾や習い事をやっている企業・個人。
- 今ある観光資源を活かし観光を活性化させていくかためには、民間企業の取り組みが重要となるため。
- マッチングシステムによる若手層の確保（銀行）。
- 商品開発。
- 「医学」「医療」を基礎とした異分野連携による新産業を創生すること。
- 事業の受託。
- 区全域を網羅するドローン協定、様々な防災訓練強化。
- 障害者を障害者枠（2. 3%雇用）で採用して頂く連携。
- 運営協力。
- 雇用する障害者の賃金向上のため、売上upが必要です。安定した作業物の提供を希望したい。
- SDGsの推進。
- 道路環境整備（歩道樹林管理、花壇の花植えなど）。
- PFI案件の受託調査提案、獲得を行う。
- 公園を取り巻く地域とともに、エリアマネジメントを実践していくこと。
- エイジレステクノロジー等新たな視点の事業開発に向けて、企業との連携を図る。
- 障害児者が地域で暮らしていけるような生活環境、働く場の環境づくり、活動の経済的支援など。
- 市内小売店や飲食店と連携した地産地消の推進。
- □□文学賞の選定（継続）。
- 協働していただいている民間企業に、業務提携等。
- 事業開拓、技術の支援。
- 様々な事業者と交通を通じた連携。
- ①民間企業の採用活動や社員研修の一環として、課題図書読書し、前述の読書認定書をウェブ提出。また、一定の□□におけるポイント（級）取得を課題や単位とする。②民間学堂・塾・習い事・ホームスクール・海外の日本語補修校等での□□活用による読書推進。③出版社と協力し、新刊を出版と同時に□□のクイズもアップして読書推進。
- 事業会社とは目的達成に向けた人的、資金的情報資産を活用。
- 運輸関係企業との連携や協力体制。
- 意思決定支援制度の社会実装の為。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「2. 民間企業」

② 交流・情報連携交換

- ・ 横の連携強化・情報の提供依頼。
- ・ 資産提供、人材、広報支援。
- ・ 同業者との連携。
- ・ 活動について情報交換。
- ・ 同業者、会員等と広範囲な教宣活動と再エネ利用促進の提案活動を行う。
- ・ 地域文化の振興を図るため学校及び研究機関、他団体との交流推進。

③ 広報・啓発・普及・イベント等開催

- ・ 情報の収集・提供。
- ・ 紙媒体はもちろん、デジタルも活用した広告・宣伝活動。その先へは地方企業の持つ素晴らしい技術や人材・文化の発掘の支援。
- ・ 会員のためになる研修会の実施など。
- ・ イベント参加。
- ・ 研修会。
- ・ 産業イベントの協働開催、SNS等を運用した連系アピール。
- ・ 言語聴覚療法の普及（メディア等）、言語聴覚療法に関する機器の発展（メーカー等）。
- ・ SDGs活動→企業団体における持続可能社会活動への補助、未来を担う子ども達への周知。
- ・ 健康、福祉分野～社会活動の支援。
- ・ 学術集会等における展示、広告等の付随行事への参加。

④ 寄附・協賛・その他

- ・ 避難移住助成費用のための寄付。
- ・ 講演会等の協賛。
- ・ どんな企業でも賛同して下さるところ、寄附金等。
- ・ 寄付金等の拡大を目的とした賛助会員の加入として。
- ・ 寄付。
- ・ 支援いただきたい。
- ・ 苗木を寄付するシステム（森をつくるための寄付システム）。
- ・ 不要となった什器類の寄付を民間企業に依頼する。
- ・ 寄附の募集。
- ・ 社会的貢献による寄付、寄贈。
- ・ 寄付。
- ・ 大会への協賛。
- ・ 賛助会員になっていただく、各事業への協賛。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「2. 民間企業」

■ C : その他

- 営業行為並びに他の団体や企業の利益を図ることは行わない。
- 未定。
- 活動停止の為、無効。
- 検討中。

Q13 他者との連携・協働：「3.民間非営利組織」の記述内容

■ A：連携先に関する回答

- ① 自法人の活動目的に沿った連携・協働団体
- ・ 介護施設等と身元保証人に関する協働。
 - ・ 地域でサイバーセキュリティや情報リテラシーの啓発を行う団体、NPO 法人との連携、全国会員への入会。
 - ・ 森林組合、JA。
 - ・ 既に他の社団法人と実施している。
 - ・ 社会福祉法人との連携、協働することを望みます。
 - ・ T観光財団。
 - ・ 子ども食堂に対する水産物の供給。
 - ・ CHANGE FOR THE BLUE〇〇〇〇。
 - ・ 子供を専門にしている団体等。ボランティアの協働。
 - ・ 米国や台湾の安定保障関係団体。
 - ・ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（一社）。
 - ・ 公益財団法人 □□□□□□。
 - ・ 子ども食堂や児童養護施設への無料コンテンツの提供。
 - ・ S市障害者福祉協会。
 - ・ 地域安全、安心安全まちづくり、人権平和に関連する非営利組織。
 - ・ ヤングケアラーの団体。
 - ・ フードロス、フードバンク、子供食堂等。
 - ・ 生活支援団体。
 - ・ 葬儀の公益法人等の社員教育の一つとして弊協会の活用。
 - ・ 商工会・商工会議所が中小企業を指導する時に、知的財産戦略の重要性伝えてもらう。
 - ・ 共催事業等による連携と情報発信。
 - ・ IT〇〇〇〇〇〇〇〇〇協会。
 - ・ 公益財団法人〇〇〇〇〇□□□□□□、学校法人□□□□。
 - ・ □□□□などの政策シンクタンクにデザインコンサルテーションで協力する。
 - ・ 文化財、自然保護に関する活動組織。
 - ・ 商工会等。
 - ・ 各団体の関係する活動に沿った演出等。
 - ・ O都道府県医師会（県民の健康増進、健康長寿に向けての協働）。
 - ・ 独立行政法人 □□□□□□機構。
 - ・ 医療職の連携に関すること（同じ医療職の団体など）。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「3. 民間非営利組織」

- 運動支援システムの開発に取り組む団体や、高齢者支援に取り組む合資会社との連携や協働を図る。
- 社会福祉法人 ○○○○□□□。
- ライトハウス、N市総合リハビリテーション。
- 地域福祉の向上等に寄与しているNPO法人等。
- 他の医学・薬学系の学術団体。
- 環境活動や引きこもり等の支援活動をしているようなNPO法人。
- O都道府県学童、保育支援センター。
- 商工会。
- 社会福祉法人 ○○○○□□□。
- シルバー人材センター、社会福祉協議会、観光協会。・・④

② 上部団体・関連団体

- 公益社団法人 □□□□□□□協会。
- 公営社団法人□□□□□□□□連合会：環境産業の振興。
- □□□□□□□学会。
- (公社) H都道府県薬剤師会。
- 公益財団法人□□○○○○□□協会 一般社団法人○○○○協会 一般社団法人○○○○○○○○○○○○○○○○。
- 県内林業関係団体と意見や情報交換。
- (上部団体) 一般社団法人□□□□□□□□□□□□□□基金 各飼料製造メーカー。
- 公益財団法人 □□○○○協会。
- 一般社団法人□□○○○○○ 財団法人□□○○○○○。
- (一社) □□○○○○○協会連合会へ会員からの要望伝え関係機関へ提言いただく各地区協会の事業へ参加、情報交換実施。
- (一社) T市観光協会などと連携、協力し、情報の発信に努める。
- NPO法人□□○○○○○○○○機構、□□○○○○○○○○研究財団。
- NPO法人○○○○○○○○○○○○○○協会、公益財団法人□□□□技術協会。
- □□□□□□□会、□□○○○○協会(スポーツデンティストの養成協力)。
- 主催する団体に協力し、大会運営を行う。
- 健康診断実施時の連携(共助)。
- 一般社団法人□□□□□□□学会(○○○○)。
- □□□□美術館。
- 県、□□保育協会。
- 国立大学法人□□□□大学。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「3. 民間非営利組織」

- NPO法人等。
- 寄付をしていただける団体。
- 地域のNPO法人等、非営利組織。
- 労働組合と連携して災害備蓄品（ご飯・乾パン等）の寄付を企業に依頼する。
- 地元NPO法人。
- 独立行政法人 福祉医療機構WAM。
- 民間非営利組織（NPO法人や公益濃人など）。公益法人等が組織する協議会に参画し、連携強化を図っている。
- 社会福祉協議会など福祉分野での共同事業。
- 社会福祉協議会を付しての支援（フードバンクや助成金）。
- ①子ども食堂や学習指導のNPO法人などに□□の会費免除制度（低所得世帯児童生徒の会費月100円を他の会員が肩代わり）を知ってもらい、□□を導入してもらうことで読書推進し、教育格差縮小に貢献。 ②老人福祉施設でも□□受検やクイズ作り。 ③日本語教室で□□を利用し、日本の本を通して日本語学習してもらう。
- （一社）□□・□□□□□□等の医療産業参入支援機構。
- シルバー人材センター、社会福祉協議会、観光協会。・・①
- 国だけでなく民間の協力も得ている。

■ **B : 連携内容に関する回答**

① 活動推進・事業連携

- ・ 介護施設等と身元保証人に関する協働。
- ・ 実践での取り組み。
- ・ 遍路道維持のための連携活動。
- ・ 社会福祉法人との連携、協働することを望みます。
- ・ それぞれの地へ避難した方とのつながり、サポートをしていただくと。
- ・ 文化芸術団体、宗教法人、芸道家元など（研究の協働）。
- ・ 子ども食堂に対する水産物の供給。
- ・ 社会福祉協議会との間で災害ボランティアの体制構築。
- ・ 子供を専門にしている団体等。ボランティアの協働。
- ・ 商工会や観光協会とのコラボ事業、近隣スポーツ協会との合同研修会。
- ・ 困り事の相談など。
- ・ 事業目的を推行するため。
- ・ 障害者に限らず、リラクゼーションの場として活用してもらいたい。
- ・ 子ども食堂や児童養護施設への無料コンテンツの提供。
- ・ 情報支援。
- ・ 当事者の生活支援の担い手確保。
- ・ 職員の確保。
- ・ 身元保証。
- ・ 葬儀の公益法人等の社員教育の一つとして弊協会の活用。
- ・ 環境保護活動。
- ・ 他DMO組織との事業連携。
- ・ 同業の業界団体と連携して業界が結束して発展させる。
- ・ 商品の開発や販売。
- ・ 主催する団体に協力し、大会運営を行う。
- ・ タイアップでの地域資源創造、活用。
- ・ 医学、工学、社会福祉、心理学など生活に関連する学術の進展と社会への貢献を図る調整を進める。
- ・ □□□□などの政策シンクタンクにデザインコンサルテーションで協力する。
- ・ 研究を奨励して行う。
- ・ 医師会、歯科医師会との連携（治療と災害）。
- ・ 各団体の関係する活動に沿った演出等。
- ・ O都道府県医師会（県民の健康増進、健康長寿に向けての協働）。
- ・ 労働者福祉に関する調査研究、教育、宣伝、自然、環境保護、ボランティア活動の推進。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「3. 民間非営利組織」

- 公益社団法人 □□□□□□□□、□□□□クラブをはじめ、全国の文学館、資料館及び公益的な組織との事業連携の強化。
 - バス事業者団体とともに貸切バス事業における事故防止を徹底し、業界全体の安全意識を向上させる。
 - 防災分野の拡大。
 - 就労支援の連携。
 - 運営協力。
 - 困っている「赤ちゃんから高齢者まで」の支援が必要です。
 - 施設の有効活用推進。
 - 公園を取り巻く地域とともに、エリアマネジメントを実践していくこと。
 - 医療職の連携に関すること（同じ医療職の団体など）。
 - 運動支援システムの開発に取り組む団体や、高齢者支援に取り組む合資会社との連携や協働を図る。
 - 労働者の体育、文化レクリエーション、共済等に関する事項。
 - 大会運営の支援。
 - 業界内に於ける共同事業の推進及び協業。
 - （一社）H都道府県□□業協会N支部と共同で行事を行う。
 - 社会福祉協議会など福祉分野での共同事業。
 - 交通を通じた連携。
 - 社会福祉協議会を付しての支援（フードバンクや助成金）。
 - ①子ども食堂や学習指導のNPO法人などに□□の会費免除制度（低所得世帯児童生徒の会費月100円を他の会員が肩代わり）を知ってもらい、□□を導入してもらうことで読書推進し、教育格差縮小に貢献。 ②老人福祉施設でも□□受検やクイズ作り。 ③日本語教室で□□を利用し、日本の本を通して日本語学習してもらう。
 - 伴走や相談。
 - 職員の児童の受入。
- ② 交流・情報連携交換
- ボランティアさんとの連携。
 - プラスチックの循環的利用を進めるための諸施策の協力・連携。
 - 自然環境保全活動のフィールドとしての活用。
 - 活動について協力したい。
 - 他県の社労士成年後見センターと連携を強化したい。
 - 活動拡大の為の連携や事業支援。
 - 県内林業関係団体と意見や情報交換。
 - 障害者を取りまく環境整備に向けた連携。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「3. 民間非営利組織」

- (一社) □□○○○○○協会連合会へ会員からの要望伝え関係機関へ提言いただく各地区協会の事業へ参加、情報交換実施。
 - 加盟団体相互。
 - 情報交換や提供、利用者の紹介や支援協同、連携。
 - 情報交換。
 - 同業者との横の連携で、障害者の活動の選択肢を増やすこと。人材の交流など。
 - 民間非営利組織（NPO法人や公益濃人など）。公益法人等が組織する協議会に参画し、連携強化を図っている。
 - 交流、連携。
 - 関連学協会との集会行事の共催、協賛、後援事業。
 - 連携、協力をお願いする。
- ③ 広報・啓発・普及・イベント等開催
- 公営社団法人□□□□□□□□連合会：環境産業の振興。
 - 生産物の需給安定、消費拡大に関する情報提供。
 - 情報の収集・提供。
 - 当法人が実施するイベント共催者。
 - 心理学の知識の普及。
 - (一社) T市観光協会などと連携、協力し、情報の発信に努める。
 - 商工会・商工会議所が中小企業を指導する時に、知的財産戦略の重要性伝えてもらう。
 - 共催事業等による連携と情報発信。
 - 防疫に関する普及啓発。
 - 講演会、研究会の開催、共催イベントの開催、情報交換。
 - イベント等。
 - セミナーの共催。
 - 地域貢献として「防災」の啓発に取り組んでおり、関係団体と連携して行っていきたい。
- ④ 寄附・その他
- 地域でサイバーセキュリティや情報リテラシーの啓発を行う団体、NPO法人との連携、全国会員への入会。
 - 支援いただきたい。
 - 必要に応じて。
 - 寄付をしていただける団体。
 - 労働組合と連携して災害備蓄品（ご飯・乾パン等）の寄付を企業に依頼する。

■ **C : その他**

- モバイル。
- 特になし。
- 1、2に同じ。
- 必要であれば。
- 活動停止の為、無効。
- 検討中。

Q13 他者との連携・協働：「4.地域の諸団体」の記述内容

■ A：連携先に関する回答

① 自治会等

- 他地区自治会、自治協議会。
- □□□自治会（S市）。
- 自治会。
- ○○○自治会。
- 自治会など。
- 自治協議会。
- 自治会、ボランティア組織等。
- 各自治会。
- 地元自治会。
- 自治会やボランティアガイドの会など地域の団体と協働し、活性化を図る。
..③
- 自治体、地域コミュニティ協議会。..②⑦
- 動物基金や自治会・町内会などの連携。
- 自治会の発展のため協力する。
- 各地域の自治会、コミュニティ。
- 自治会活動との共催等。
- S自治連合会、S商工会、振興協議。..⑤
- 自治会、町内会との連携による地域密着型の推進。..②
- 自治会など。
- 地域の諸団体（自治会や町内会など）。当協会にて所有する施設の自治会等と連携したイベント開催等を実施している。..②
- T自治会等。
- 自治会、町内会、地域包括支援センター。..②④
- 地域内の住民自治会。
- 自治会、老人クラブ、青年会、学校、スポーツ団体。..③⑥⑦

② 町会、民生委員

- 町会。
- 放流地域の町内会。
- 町興協議会。
- 地域と自治会、町内会向けに移動サービス「タク放題」の提供。
- 民生委員。
- 動物基金や自治会・町内会などの連携。..①⑦

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「4. 地域の諸団体」

- 町内会行事へ参加し、近隣住民へ理解を頂く、又利用者への社会参加の機会となる。
- 民生委員。
- 民生委員。
- 自治会、町内会との連携による地域密着型の推進。・・・①
- 小・中学校、民生委員協議会。・・・⑥
- 町会、商店街、各種業種団体。・・・⑤
- 地域の諸団体（自治会や町内会など）。当協会にて所有する施設の自治会等と連携したイベント開催等を実施している。・・・①
- 自治会、町内会、地域包括支援センター。・・・①④

③ ボランティア、地域団体等

- 開かれた保育園として、地域の方々（主に高齢者）との交流。
- Q20を参照してください。
- 地域でサイバーセキュリティや情報リテラシーの啓発活動を行う団体、NPO法人との連携、全国会員への入会。
- 遍路道復旧の活動を地元民と連携する。
- N市緑と花いっぱいの会。
- K郡内など。
- 地域の中で孤立し、大変な状況に追い込まれる方を少しでも少なくしていくため、地域の中の方からの相談をしてもらえるように。
- 各社員の地域。
- TT地域の各市サッカー協会・連盟。
- 自治会やボランティアガイドの会など地域の団体と協働し、活性化を図る。・・・①
- 自治体、地域コミュニティ協議会。・・・①
- T区内。
- 地域活性化のために地域の関係者との協働。
- シルバーや社協の方々とも交流を深めたい。・・・④
- 城下町□□まちづくり協議議会。
- 情報交換、ボランティア。
- 婦人会。
- 周辺団体と連携を図っている。共同でイベント開催、防災対策等。
- 地域活動センター。
- 自治会、老人クラブ、青年会、学校、スポーツ団体。・・・①⑥⑦
- 地域の諸団体の活動に派遣。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「4. 地域の諸団体」

- ④ 社会福祉協議会、福祉・医療・介護団体
 - ・ 社会福祉協議会。
 - ・ 社会福祉協議会、ゲートキーパー研修。
 - ・ 地域包括センター
 - ・ 介護及び障害福祉関連団体。
 - ・ シルバーや社協の方々とも交流を深めたい。・・③
 - ・ Y市高齢者体操教室（自主団体）。
 - ・ K都道府県薬剤師会、C医師会、C歯科医師会。
 - ・ 自治会、町内会、地域包括支援センター。・・①②
 - ・ 医師会、薬剤師会等との医療、介護、福祉での情報共有。

- ⑤ 商工会・商工会議所、商店街、観光協会等
 - ・ 商工会、観光協会。
 - ・ S自治連合会、S商工会、振興協議。・・①
 - ・ H市商工会、〇〇〇観光協会。
 - ・ 町会、商店街、各種業種団体。・・②
 - ・ A市商工会議所、シルバーの雇用確保。
 - ・ K都道府県観光連盟、K市観光コンベンション協会。
 - ・ 商工会。

- ⑥ 小・中学校
 - ・ 小学校。
 - ・ 学校小・中学校、民生委員協議会。・・②
 - ・ 学校（小、中、高、大）。
 - ・ 自治会、老人クラブ、青年会、学校、スポーツ団体。・・①③

- ⑦ その他（自治体・スポーツ団体・教育委員会・PTA・家族会・当事者団体等）
 - ・ 駐車場、公会堂。
 - ・ 漁業組合。
 - ・ スポーツ団体。
 - ・ 卒業生同期会。
 - ・ 労働福祉協議会：自主企画活動事業への参画及び運営協力。
 - ・ 市。
 - ・ 各都道府県で地方自治に関する調査研究活動を行う自治研究機関等。
 - ・ 動物基金や自治会・町内会などの連携。・・①②
 - ・ 47都道府県教育委員会。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「4. 地域の諸団体」

- P T A。
- 地方自治体。
- 精神障害者当事者会及び家族会。
- 当事者団体との連携（課題解決に向けた取組みなど）。
- 市の支援を受けているグループとの連携を図り、ライフノート、ポートレート写真撮影などの連携と実践に取り組む。
- 市。
- E市。
- 農産物生産者団体。
- K地区心身障害児者保護者会。
- 農協。
- 自治会、老人クラブ、青年会、学校、スポーツ団体。・・①③⑥

■ **B：連携内容に関する回答**

① 活動推進・事業連携

- ・ 身寄りのない高齢者の紹介やお困り事の相談。
- ・ 実践での取り組み。
- ・ （コロナ禍で現在はなかなかできないが）納涼祭や生涯学習事業など。
- ・ 社会福祉協議会、ゲートキーパー研修。
- ・ 避難者の受け入れ、サポート。
- ・ 地域作り、地域での関係性の強化。
- ・ イベントの共催。
- ・ 地域の認知、災害対応、不審者対策。
- ・ 地域の山林を地域活性化につなげたい。
- ・ 健康推進、管理など。
- ・ 地元製品の販売。
- ・ 地域と自治会、町内会向けに移動サービス「タク放題」の提供。
- ・ 労働福祉協議会：自主企画活動事業への参画及び運営協力。
- ・ 子供食堂などでの活動をしていきたいと考えている。
- ・ S間及びH市の団地2期造成推進。
- ・ 地域の子育てについて協力していきたい。
- ・ 障害者が地域で暮らし続ける為のサポート。
- ・ 地域全体での活動を望む。
- ・ 地域の中で孤立し、大変な状況に追い込まれる方を少しでも少なくしていくため、地域の中の方からの相談をしてもらえるように。
- ・ 子育て支援、女性の社会参画、防災教育。
- ・ 障害者に限らず、リラクゼーションの場として活用してもらいたい。
- ・ 子ども食堂や児童養護施設への無料コンテンツの提供。
- ・ 相続支援。
- ・ 日本の風習の再確認として弊協会を活用。
- ・ 自治会やボランティアガイドの会など地域の団体と協働し、活性化を図る。
- ・ 事業の共同実施。
- ・ 環境保護活動。
- ・ 地域貢献。
- ・ 災害対応。
- ・ ケア研究の提供。
- ・ タイアップでの地域資源創造、活用。
- ・ 町内会行事へ参加し、近隣住民へ理解を頂く、又利用者への社会参加の機会となる。
- ・ 事業の共同実施または協賛。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「4. 地域の諸団体」

- 研究成果産物の提供。
- 歴史的資料の展示や講演会。
- 道路の保全と諸問題発生の場合の共同解決。
- イベント参加。
- P O Pセミナー、子どものお絵かき教室、デザイン教室。
- 地域活性化のために地域の関係者との協働。
- ①法人が運営する事業を理解してもらう。 ②発達支援を必要とする子どもと家族を地域の人達に理解してもらい誰もが安心して生活できる地域文化の創造を目指したい。
- 子供食堂等で連携して行く。
- 歩道の花壇づくり、花植え。
- 地域に根づく事業所にしたい。
- 施設の有効活用推進。
- 公園を取り巻く地域とともに、エリアマネジメントを実践していくこと。
- 法人活動の主旨をご理解いただき、地域で出来ることは協働で取り組むなど、地域の暮らしに根づいた活動を目指す。
- 地域が行うよりよい社会にするための活動とR S Aフェローの活動をつなぎ、行動の輪を大きくすること。
- 大会運営の支援。
- A市商工会議所、シルバーの雇用確保。
- N市地域避難支援制度によるN市地域防災サポーターとして登録。
- 会の発展の為、専門分野でのイベント等への共同事業。
- ①公民館や学校の読書サークル等にて□□のストーリークイズ作りをしてもらい、□□検定用図書を増やす。 ②また、サークルで□□検定のマンツーマン試験監督をすることで、試験会場としてサークルの場を一般の人々に提供し、読書推進をしてもらう。 ③読書サークル等で話し合っ、□□内の帯文コーナーに本のおすすめ方を載せて読書推進。 ④地域の図書館職員やブックカフェ店員がマンツーマン試験監督することで、□□利用者を増やし読書推進。クイズ作り大会など開くのも良い。
- 協働。
- 地域に密着した活動。
- 地域活性化。
- 健康、福祉活動。
- 中学校の休日における運動部活動の地域移行について。
- 行事の参加協力。
- 地域の関連団体等からの本会主催行事に対する助成補助。
- 地域の諸団体の活動に派遣。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「4. 地域の諸団体」

② 交流・情報連携交換

- ・ 開かれた保育園として、地域の方々（主に高齢者）との交流。
- ・ 情報提供、行事参加。
- ・ 地域でサイバーセキュリティや情報リテラシーの啓発活動を行う団体、NPO法人との連携、全国会員への入会。
- ・ 遍路道復旧の活動を地元民と連携する。
- ・ 生産物の消費拡大に関する情報提供。
- ・ 地元行事への参加、地域貢献。
- ・ コミュニティづくり。
- ・ 活動拡大の為の連携や事業支援。
- ・ 情報一元化による連携した活動。
- ・ 公民館の利用、地域の方との関わり。
- ・ 公民館などの地域コミュニティーでの体験会の開催。
- ・ 交流事業への参画。
- ・ 再エネ設備の設置に向けた地域協力と、再エネ電力の地域活用の拡大により、地域経済の活性化を目指す。
- ・ 地元地域まちづくりと協力。
- ・ 地域包括ケアシステム構築への協力。
- ・ 自治会、町内会との連携による地域密着型の推進。
- ・ 情報交換、ボランティア。
- ・ 当事者団体との連携（課題解決に向けた取組みなど）。
- ・ 地籍調査への理解と協力。
- ・ 市の支援を受けているグループとの連携を図り、ライフノート、ポートレート写真撮影などの連携と実践に取り組む。
- ・ 交流を深め、会員のつながりを広げたい。
- ・ 地域の活性化、親子や家族の交流、世代間交流の促進、施設の有効活用。
- ・ 交通を通じた連携、町おこしに繋がる事業。
- ・ 竹林・森林整備において、地域との連携は不可欠。
- ・ 医師会、薬剤師会等との医療、介護、福祉での情報共有。
- ・ 連携、協力をお願いする。

③ 広報・啓発・普及・イベント等開催

- ・ 地域イベントとの連携、地域のグループ活動の場の提供促進など。
- ・ 心理学の知識の普及。
- ・ 排除のない社会づくりに向けた理解。
- ・ プロモーション。
- ・ 一般市民とのイベント・受け入れ環境整備の連携。

4. 「その他」等記述回答 Q13 他者との連携・協働「4. 地域の諸団体」

- マーケティング戦略に必要。
- 地域におけるラグビーの普及及び環境整備。
- 広く広報し、数多く修繕工事（無償）を施工する。
- 地域のイベント。
- イベント、維持作業。
- 地域のイベントへの出演等。
- 周辺団体と連携を図っている。共同でイベント開催、防災対策等。
- 防災情報啓発分野（セミナーやイベント）。
- 周知。
- 地域の諸団体（自治会や町内会など）。当協会にて所有する施設の自治会等と連携したイベント開催等を実施している。

④ その他

- Q20を参照してください。
- 障がい福祉サービスを実施する事務所。
- 支援いただきたい。
- 国、県、市町村の意図があり、困っている方々の支援を諸団体で創ってほしい。

■ C : その他

- 特になし。
- 1、2に同じ。
- 未定。
- 未定。
- 活動停止の為、無効。
- 検討中。

4. 「その他」等記述回答 Q14 困りごと

Q14 困りごと：「11.その他」の記述内容

■ A：選択肢に含まれる回答

- 不動産賃貸収入だが、建物が築後間もなく60年を迎え老朽化している。
- 会員の増加。
- 利用者が少ない。
- 地図（冊子）販売収入は減少しつつある中、次世代型への投資額が充分ではないこと。
- スタッフの育成が思うようにできない。
- 会員数の減少、新規入会者がいない。
- 事業の性格上収入が不安定 指定管理者であるため5年毎の選に漏れれば組織を維持できない。
- 存続が危ぶまれるといつも思っている。
- 会員数がやや減少傾向。
- S県H市の□□IC横の物流団地、地域発展の為に全国へのPR。
- 事務局の十分な体制がない。
- 資金調達について不安がある。
- 行政機関に協力してもらいたい。
- 毎年退会者があること。
- 行政からの受託が中心。一般管理費等が認められず、法人としての事業拡大等が困難。
- 保育士の不足。
- 新規会員獲得に向けた対策。
- 該当する補助金が少ない。保証協会の保証が受けられない。
- 設備不足。
- 設立後半年余りで活動と会計処理の具体的方法が理解できていない。
- 今現在は大丈夫だが、将来も安定的な収入を確保できるか。
- 人材不足。
- 事業規模をどれだけ広げるか。
- 実証実験中であり、実績が少ないので認知されない。
- 借入が出来ない。しずらい。
- 法人として許認可を受けるまでのハードルが高い。
- 情報不足（活動の幅を広げるために必要な情報等）。
- 事業の後継者は、ここ2・3年はいるが、その先の後継者をつくっていくこと。
- 地元自治体の地籍調査への推進体制の強化。
- 行政からの補助金による、運営から独立運営へ移行するための安定的な収入確保。

4. 「その他」等記述回答 Q14 困りごと

- ボランティア組織であるため常に人手不足。
- 法人設立時より金利が大きく低下し、基金による金利の額が大きく低下し、運営が厳しい。
- 事業の目的である消毒業務の量が一定しないため、収益の増減がある。
- 二次交通としての認識が低い。
- 補助金申請に要する事務負担が大きい。

4. 「その他」等記述回答 Q14 困りごと

■ B : 選択肢に含まれない回答

① 社員や組織の高齢化

- 組織を構成する主な人材（原爆被爆者）の減少。
- 高齢化。
- 社員（会員）の減少とスタッフの高齢化。
- 高齢化や低賃金、DX社会への取組みの遅れ。・・・④
- 高齢化及びコロナ流行に伴う社員減少。・・・②
- 主要なメンバーの高齢化が進んでいる。
- 少子高齢化の為、会員数の減少に伴い、資金不足。
- 組織全体の高齢化。

② 新型コロナウイルス感染症の影響

- 新型コロナウイルス感染症の影響。
- コロナの影響で現在休止中。
- コロナによる要望の激減。
- コロナ早くおさまって欲しい。
- コロナ渦の長期化による交流支援の困難化。
- 高齢化及びコロナ流行に伴う社員減少。・・・①

③ 会計・税務対応関連

- 法人（都、市民税）が高い。
- 株式会社のように登記を10年毎にしてほしい。
- 非営利なのに法人税が取られている！！
- インボイス制度導入に伴う、料金値上げ及び支払資金不足。
- 暗号資産によるイノベーションに係る税制の不備。

④ その他

- 早朝解散を考えているが、清算が困難。
- まだ事業が始められていない為、何とも言えません。
- 休眠中。
- 高齢化や低賃金、DX社会への取組みの遅れ。・・・①
- 初年度の為、未だ不明。
- 活動完了している（ミッション終了）。
- 始めたばかりの事業所なので利用者が集まっていない。
- 拠点としての場所が確保できず不安定（現在の場所は有期限つきのため）。

4. 「その他」等記述回答 Q19 ディスクロージャー

Q19 ディスクロージャー：「9.その他」の記述内容

■ A：選択肢に含まれる回答

- 正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、附属明細書、財産目録。
- 会計報告。
- 財産目録。
- 正味財産増減計画書。
- 上部団体HPに掲載している（1～8の内容）。
- 日本財団CANPANに掲載中。
- 上部団体のホームページで、事業報告、事業計算、貸借対照表、損益計算書を公開している。
- 財産目録、監査報告書。
- 「定款」「貸借対照表」はホームページの会員限定ページに登載されており、現在、会員外にも広く一般公開することを検討中。
- 財産目録。
- 財産目録。
- WAMNetでの情報公開。
- 財産目録。

■ **B：選択肢に含まれない回答**

① 事業内容・活動内容・活動報告・会報誌等

- 活動報告、研修報告。
- 活動報告。
- 事業内容。
- 行っている事業について。
- 催事の案内、結果報告。・・・③
- 美術館活動内容及び展覧会案内。・・・③
- 会員規定他会員の情報、事業の実施情報等。
- 会報。
- 協会概要・活動実績など。・・・②
- 技術資格支援（技術士、RCCM）。
- 活動案内と募集、活動報告、地図の販売等。
- 活動紹介。
- 事業活動の配信（事業名で）。
- 活動概要。
- 啓蒙事業内容。
- 事業内容。
- 主な事業内容。
- 事業概要・入会・お知らせ事項。・・・③
- 造園デザインコンクールの結果、会員紹介、ニュース。
- 代表理事が兼任している他社のホームページ上で公開している。内容は事業内容のみ。
- 活動報告等。
- 活動紹介のみ。
- 役職者プロフィール、活動内容、開発したワーケーションプログラムなど。・・・②
- 事業概要、イベントスケジュール、花ごよみ、スタッフブログ等。・・・③
- 活動報告、広報誌など。・・・③
- 研究成果。
- 地質調査の重要性、協会の沿革、活動内容、関係団体とのリンク、会員名簿。・・・②③④
- 活動報告を中心に。
- 事業活動内容。
- 事業内容の説明および啓発講座等の周知。・・・③
- 活動や実績、紹介のみ。
- 事業活動内容等。

4. 「その他」等記述回答 Q19 ディスクロージャー

- 取り組みなど。
- 観光に関する情報。
- 事業報告。
- 資格講座の案内。・・・③
- 事業内容。
- 活動状況。
- 事業目的、実績等。・・・②
- 事業内容。
- 事業内容。
- 講演会の案内、会誌の情報。
- 事業内容等。
- 活動報告、若手リレートーク。
- 活動内容。
- 活動計画。
- 各事業ごとの報告。
- 合気道の道場、教室案内、合気道の説明など。・・・③
- 活動内容。
- 活動内容（○○○○□□□□□□□□）。
- 事業内容。
- 事業内容。
- 通所支援の内容の紹介、スタッフの資格等。
- 教室案内、活動報告。
- 保育室の内容。
- ミッション、コンセプト、ビジョン、活動内容。・・・②
- 会員の活動内容（著作など）。会としての活動（表彰など）。
- 事業内容やメニュー。
- 活動内容。
- 事業紹介、連絡先。・・・②
- 活動情報、演奏者リスト他。
- 基本理念・役割・運動の原則・活動お知らせ報告・情報紙。・・・②③
- 支援内容等の案内。
- 事業活動紹介及び事業内容の紹介。
- 事業内容の紹介。
- 活動について。
- 事業内容の紹介、料金の紹介 e t c。
- 事業内容紹介。
- 所在地、事業内容。・・・②

4. 「その他」等記述回答 Q19 ディスクロージャー

- 会長あいさつ、沿革、団体の概要、会員名簿、組織図、事業内容。・・・②④
- 活動全体の概要。
- 活動報告。・・・②
- 活動内容。
- 活動内容。
- 活動内容、加入企業。・・・④
- 会員募集のための活動報告。
- 協会概要、対立趣旨、組織、代表理事あいさつ、事業内容。・・・②
- 活動や研修の周知、啓発。・・・③
- 活動の内容。
- 事業内容。
- 保育業務のご案内。

② 法人概要・理念・沿革・組織図等

- 〈設立に至った経緯〉〈空室状況〉。・・・③
- 協会概要・活動実績など。・・・①
- 会の目的、実績。
- 組織図。
- 役職者プロフィール、活動内容、開発したワーケーションプログラムなど。・・・①
- 地質調査の重要性、協会の沿革、活動内容、関係団体とのリンク、会員名簿。・・・①③④
- 学校案内。
- 保育園の内容。
- 沿革、会員一覧、会費規程、慶弔規程、表彰規程。・・・④
- 個人情報取扱規定、競争的資金等運営管理規定。
- 事業目的、実績等。・・・①
- 所在地、問い合わせ先。
- 協会案内、会員の紹介、地域情報、TOPICS。・・・④
- 会員名簿、業務組織。・・・④
- 会長挨拶・当会の活動・当会の沿革。
- 協会概要、警備業務内容、教育訓練、斡旋商品等。
- 本法人内の社員にのみ組織運営の団体がある。
- 1～8は公開していない。代表のあいさつ、理念と組織概要。
- 当団体の目的、及び会員向け支援メニュー。
- 理念、目的。
- 運営規定。

4. 「その他」等記述回答 Q19 ディスクロージャー

- 当社の紹介や近況報告等。
 - ミッション、コンセプト、ビジョン、活動内容。…①
 - 理念、場所、連絡先。
 - 関連資料紹介他。
 - 事業紹介、連絡先。…①
 - 基本理念・役割・運動の原則・活動お知らせ報告・情報紙。…①③
 - アクセス等。
 - 業務方針。
 - 所在地、事業内容。…①
 - 会長あいさつ、沿革、団体の概要、会員名簿、組織図、事業内容。…①④
 - 法人概要、目的等。
 - 活動報告。…①
 - 組織図。
 - 法人目的。
 - 評議会名簿。
 - 当法人の概要。
 - 協会概要、対立趣旨、組織、代表理事あいさつ、事業内容。…①
 - 理念。
 - ○○○○○□□学会、学術集会、チラシ、参加申し込み。…③
- ③ お知らせ・各種案内等
- 養子縁組の養親希望者に案内している。
 - 当年度のフォレスト助成金事業認定事業者名、協替金事業院亭事業者。
 - 観光案内、イベント等案内。
 - 催事の案内、結果報告。…①
 - 美術館活動内容及び展覧会案内。…①
 - 〈設立に至った経緯〉〈空室状況〉。…②
 - 事業概要・入会・お知らせ事項。…①
 - 事業概要、イベントスケジュール、花ごよみ、スタッフブログ等。…①
 - 活動報告、広報誌など。…①
 - 地質調査の重要性、協会の沿革、活動内容、関係団体とのリンク、会員名簿。…①②④
 - 事業内容の説明および啓発講座等の周知。…①
 - 保護者への情報伝達。
 - 資格講座の案内。…①
 - サッカー大会の告知。
 - 観光に関わる名所・文化・飲食店等の情報や各イベント等のお知らせ。

4. 「その他」等記述回答 Q19 ディスクロージャー

- 広告。
 - 実績やイベントの告知。
 - 競技日程。
 - 合気道の道場、教室案内、合気道の説明など。・・①
 - セミナー案内。
 - 食品衛生責任者養成講習会日程。
 - 主催イベントに関する情報。
 - 企画イベントの紹介と参加者募集。
 - 講座等の募集。
 - 基本理念・役割・運動の原則・活動お知らせ報告・情報紙。・・①②
 - 医療情報、当番医等。
 - セミナー案内など。
 - イベント及び事業案内。
 - 活動や研修の周知、啓発。・・①
 - ○○○○○□□学会、学術集会、チラシ、参加申し込み。・・②
 - 大会の開催に関する事項。
 - 体育施設等の利用情報他。
- ④ 会員名簿・活動紹介等
- 会員企業紹介。
 - 会員名簿。
 - 社員（会員）の店舗情報。
 - 地質調査の重要性、協会の沿革、活動内容、関係団体とのリンク、会員名簿。・・①②③
 - 沿革、会員一覧、会費規程、慶弔規程、表彰規程。・・②
 - 協会案内、会員の紹介、地域情報、TOPICS。・・②
 - 会員名簿。
 - 会員名簿、正味財産増減計算書、ビスケットの生産動向、同輸出入の動向、プライバシーポリシー、その他事業関係（キャンペーン等）。
 - 会員情報。
 - 会員名簿、業務組織。・・②
 - 会員医療機関情報。
 - 会長あいさつ、沿革、団体の概要、会員名簿、組織図、事業内容。・・①②
 - 活動内容、加入企業。・・①
 - 会員（住宅メーカー）情報の発信。

4. 「その他」等記述回答 Q19 ディスクロージャー

⑤ その他

- なし。
- H Pには公開していない。
- 記載されている情報はH Pで公開していない。
- どれも公開していない。
- 今後取り組んでいく。
- 作成中。
- 今のところは上記に該当の項目の公開はしていない。
- まだ特に公開しているものはあまりないです。
- ホームページは作成しているが、上記内容は不記載。
- 公開していない。
- 1～8はH Pでは公開していない。
- なし。
- 活動完了している。
- ホームページには公開していない。
- ホームページの更新とともに、順次公開していく予定。
- 公開していない。
- C o v i d - 1 9により活動がないため、H Pの更新も財務諸表の開示も停止している。
- 公開していない。

Q20 意見・主張の発信の取組み：「7.その他」の記述内容

■ A：選択肢に含まれる回答

- 機関誌、HPなどで、社会教育委員の意義や、役割について発信。
- 同一の目的をもって協力している。海外協会と展示会、国際会議を毎年継続している。ドイツ、VDMA（シュツットガルトのビジョンショー）米国名A3, AIA（オートメイトショーデトロイト）国内IVI、エッジクロスコンソーシアム 欧州 EMVA 中国CMVU（上海展ビジョンショー）TTC（ITU-T）。
- パブリックコメントへの意見提出等。
- 出前講座中にPR。
- 一般社団法人、公益法人等情報公開共同サイトを利用して賃借対照表等を公開している。
- 自治体の行事、ミーティングへ参加。・・①
- 行政からの在宅医療・介護連携推進事業を実施している（委託事業）。
- イベントの開催、復興商品の製作と販売。
- 施設の利用促進が事業目的であり、その為の広報、施設管理、イベント等を実施。
- 協働団体のホームページやSNSで情報、意見。主張を発信している。
- 年一度の活動報告会の開催。
- 広告。
- 説明会を定期的に行っている。
- 市長との対話を行っている。
- 警察・自治体等との協力・支援協定の締結・公益活動への参加。・・①
- 大会結果等。
- 自治会の会議、行事に参加して意見を発信している。・・①
- 特に行っていない。ホームページや会社案内でコンセプトなどは発信している。
- 自法人の活動をマスメディア（新聞、地元情報紙）に情報提供し、取材要請している各団体、事業所等の安全大会や交通安全講習会に出向き講習を行っている。
- 市の広報に折込みや、記事掲載実施。
- 市の地域団体と定期打ち合わせを実施している。

■ **B：選択肢に含まれない回答**

① 上部団体・関連団体の参加を通じて等

- 県や市の文化芸術等の参加公演、行事及び活動助成事業に参通し、県内全域を対象に活動しています！
- 関係する団体等の会員となり、情報収集と情報発信を行っている。
- 自治体の行事、ミーティングへ参加。
- 全国団体に対して現地の意見等を伝えている。
- 利用学会を活用。
- 当事業団の提携先であるグループ企業と一体となって活動発信。
- 医療健康関連事業に会として参加。
- 市ハイタク協会に相談しています。
- □□□□□□□連合会を通じて各関係先へ提言いただいております。
- 警察・自治体等との協力・支援協定の締結・公益活動への参加。・・A
- 地域包括支援センター開催の会議等で意見発信。
- 全国レンタカーが代行している。
- 医療・福祉等の連携機関に意見や主張を伝えている。
- 役員が専門職であり、高齢となった関与先に事業目的を周知している。
- 全国関連団体に直接応募要項を送っている。
- 自治会の会議、行事に参加して意見を発信している。・・A
- 交通安全活動団体への参画、連携。
- 業界紙や緑関係の行催事等で情報発信。・・②
- 6次産業ネットワーク。
- 農協を通じて情報を発信。

② パンフレット・機関紙等の発行

- パンフレットを作り、病院、施設に置いている。
- 会報誌を通して行っている。
- 会員向け広報誌の発行。
- 地方自治体（S市）の行政窓口及び地域のコミュニティセンターに団体紹介チラシを設置。また相談会やマンション管理支援講座を開催している（いずれも参加費無料）。
- パンフレットの作成。
- 機関紙を発行している。
- 出版他。
- 地元地方紙（区民だより）等に事業を広報。
- 機関誌を発行し活動の広報活動を行っている。

4. 「その他」等記述回答 Q20 意見・主張の発信の取組み

- 紀行文、旅のエッセイを対象とした「□□△△賞」及び、旅行ジャーナリズムに貢献した人物を表彰する「□□△△△賞」を設け、選考を行っている。
 - パンフレットによる自団体の活動紹介。
 - 関連書籍の発行。
 - 業界紙や縁関係の行催事等で情報発信。・・・①
 - 機関紙（体協だより）の発行。
- ③ その他（窓口設置、口コミや対面）
- 問い合わせ窓口の常設、研究報告による情報共有。
 - 主に役員を通じて、広報・ご案内を出しているが、自団体として意見や主張は発信していない。
 - 意見や主張を強調するのではなく、対象者といかに関りを持てるかを事業を通じて進めています。
 - ボランティア教師を募集し、トレーニングを行うことで発信していると思う。
 - 各地での指導員検定会。
 - 福祉施設なので、活動内容紹介。
 - 困っている人への支援は、単発ではなく毎日が理想。
 - M半島の先へ行く通りに面して建っている為、寄って下さる方も多く、social media等を通じ、口コミで当館の評判は広がっているようです。
- ④ 特に何もしていない
- 何もしていない。
 - 特に行っていない。
 - 特になし。
 - 何も行っていない。
 - 未実施。
 - まだ発信はしていない。これからの課題である。
 - 特になし。
 - 特になし。
 - 特になし。
 - 特に取得等はしていない。
 - 主張はしない。
 - 特になし。
 - 資金に限りがあるため、広く発信することはしていない。

4. 「その他」等記述回答 Q20 意見・主張の発信の取組み

- 特にない。
- 未だ活動を全くしていない為行っていない。
- 特にない。
- 特にない。
- 特になし。
- 取組は何もしていない。
- 特に発信していない。
- 今年設立の為、今後取り組む予定。
- 特に行っていない。
- 特になし。
- 休眠中。
- 特に意見や主張を発信していない。
- 行っていない。
- 現在特に行っていない。
- 今のところは何もしていない。
- なし。
- 今後計画している。
- 1、2を目指して準備中。
- 特になし。
- 特に何もしていません。
- 特になし。
- 特にありません。
- 特に発信していない。
- 特になし。
- ありません。
- 特にない。
- 特になにもしていない。
- 活動完了している。
- まだ具体的な対応を相談するところまでいっていない。
- 特に活動はしていない。
- なし。
- 特にない。
- 特に行っていない。
- 特に行っていない。
- 特になし。
- 行っていない。
- 現在休業中です。

4. 「その他」等記述回答 Q20 意見・主張の発信の取組み

- 特に行なっていない。
- 特になにもしていません。
- 特になし。
- 行っていない。
- 特になし。
- 特になし。
- 行っていない。
- 特になし。
- なし。
- 勿論、コロナ期間では思うような活動が企画できない点はある。